

(付属資料)

ドッド・フランク法
第1 - 2編その他

(米国金融改革・消費者保護法)

一部翻訳

2011. 1. 20

比護正史

(Copyright Reserved)

(前文)

金融システムにおける説明責任と透明性を改善することによって、米国の金融の安定を促進し、「Too Big to Fail」を終了させ、緊急救済を終了させて米国の納税者を守り、金融サービスの濫用から消費者を守ること、その他を目的とする。

第1条 ショートタイトル、目次

(a) ショートタイトル

本法は「ドッド - フランク 金融改革・消費者保護法」(Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act) として引用することができる。

(b) 目次

省略

第2条—第4条 省略

第1編 金融の安定

第101条 ショートタイトル

本法第1編を「2010年金融安定法」(Financial Stability Act of 2010) として引用することができる。

第102条 定義

(a) 原則

本法第1編の目的のため、文脈から別の意味とされる場合を除き、以下の定義が適用される。

(1) 銀行持株会社 (Bank Holding Company)

「銀行持株会社」とは、1956年銀行持株会社法第2条における意味と同義である。外国の銀行または会社は、1978年国際銀行法第8条 (a) によって銀

行持株会社法における銀行持株会社として取り扱われるが、本法第 1 章においても同様とする。

(2) 議長 (Chairperson)

「議長」とは、金融安定監督評議会の議長をいう。

(3) 「参加機関」 (Member Agency)

「参加機関」とは、金融安定監督評議会において投票権を与えられた参加者である機関をいう。

(4) ノンバンク金融会社(Nonbank Financial Company)の定義

(A) 外国ノンバンク金融会社

「外国ノンバンク金融会社」とは、以下の会社（銀行持株会社または米国において銀行持株会社として取り扱われる場合を除く）をいう。

(i) 米国以外の国で設立され、かつ

(ii) 米国内の支店も含めて、パラグラフ (6) の定義により主として金融活動に従事するもの

(B) 米国ノンバンク金融会社

「米国ノンバンク金融会社」とは、以下の会社（銀行持株会社、1971年農業信用法に基づく農業信用系統機関、または国内証券取引所（親会社を含む）、決済機関（銀行持株会社を除き親会社を含む）、証券スワップ会社もしくは証券スワップ・レポ取引登録業者（親会社を含む）、または契約市場として指定された商工会議所（もしくは親会社）、またはデリバティブ決済機構（銀行持株会社以外の親会社を含む）、または商品先物取引委員会に登録されたスワップの執行機関もしくはスワップ取引業者を除く）

(i) 米国連邦法または州法に基づき設立され、かつ

(ii) パラグラフ (6) の定義により主として金融活動に従事するもの

(C) ノンバンク金融会社

「ノンバンク金融会社」とは、米国ノンバンク金融会社および外国ノンバンク金融会社をいう。

(D) FRBに監督されるノンバンク金融会社

「FRBに監督されるノンバンク金融会社」とは、第113条に基づきFRBに監督されると金融安定監督評議会が決定したノンバンク金融会社

(5) 金融調査局 (Office of Finance Research)

「金融調査局」とは、第152条に基づいて設立された組織 (Office) をいう。

(6) 「主として従事する」 (Predominantly Engaged)

会社が「主として従事する」とは、以下の場合である。

(A) 会社もしくはすべての子会社の金融活動 (1956年銀行持株会社法第4条(k)により定義される) から生じる年間総収入および適切な場合は1もしくは複数の預金金融機関の保有・管理から生じる年間総収入が、当該会社の連結ベースの年間総収入の85パーセント以上を占める場合、または

(B) 会社もしくはすべての子会社の金融活動 (1956年銀行持株会社法第4条(k)により定義される) に関連する連結ベースの資産および適切な場合は1もしくは複数の預金金融機関の保有・管理に関連する連結ベースの資産が、当該会社の連結ベースの資産の85パーセント以上を占める場合

(7) 「重要な機関」 (Significant Institutions)

「重要なノンバンク金融会社」および「重要な銀行持株会社」は、FRBの規則によって定義が与えられるが、「重要なノンバンク金融会社」は例外なくパラグラフ(4)(B)で除外された法人を含むこととなる。

(b) 定義の基準

FRBは、規則により、サブセクション(a)(6)で定義された会社が主として金融活動に従事する場合を決定するための要件を設定しなければならない。

(c) 外国ノンバンク金融会社 (Foreign Nonbank Financial Companies)

外国ノンバンク金融会社に関連して、サブタイトルAおよびC (第113条(b)を除く) を適用する目的で、この法律 (第1編) で「会社」または「子会社」というのは、別に定められた場合を除き、外国会社の米国のみにおける活動および子会社をさしている。

サブタイトル A—金融安定監督評議会

第111条 金融安定監督評議会の設立

(a) 設立

本法の効力発生日において有効に、金融安定監督評議会 (以下「評議会」という) が

設立される。

(b) 構成員

(1) 議決権のある構成員

各1票の議決権を有する構成員は以下のとおりである。

- (A) 財務長官（評議会の議長を務める）
- (B) 連邦準備制度理事会（FRB）議長
- (C) 通貨監督官
- (D) 金融消費者保護局長
- (E) 証券取引委員会（SEC）委員長
- (F) 連邦預金保険公社（FDIC）総裁
- (G) 商品先物取引委員会（CFTC）委員長
- (H) 連邦住宅金融庁（FHFA）長官
- (I) 全国信用組合監督庁（NCUA）長官
- (J) 上院の助言と承認のもとに大統領が指名した保険について専門の知識を有する独立した構成員

(2) 議決権のない構成員

議決権のない構成員は、助言能力をもって貢献するものとし、以下のとおりである。

- (A) 金融調査局長
- (B) 連邦保険局長
- (C) 州保険局長の代表者
- (D) 州銀行局長の代表者
- (E) 州証券局長の代表者

(3) 議決権のない構成員の関与

議決権のない構成員は、すべての手続、会議、議論、審議から排除されない。ただし、機密にわたる監督情報について自由な意見交換を遵守し促進するために必要のある場合、構成機関の同意の議決に基づき、議長は議決権のない構成員の上記会議等への参加を排除することができる。

(c) 任期、欠員

(1) 任期

独立構成員の任期は6年とし、議決権のない構成員のうち州保険局長の代表者、州銀行局長の代表者および州証券局長の代表者は2年の任期とする。

(2) 欠員

評議会の構成員に欠員が生じた場合、当該構成員の指名が行われたと同様の方法によって補充されなければならない。

(3) ポスト代行者

参加機関の長が空席となった場合、後任者の指名が中断された場合、参加機関の長が不在または執務不能である場合、参加機関の長の代行者が評議会の構成員として参加する。

(d) 専門委員会

評議会は、その機能をはたすために有益なものとして、評議会の構成員となりうる州の規制監督者や委員会メンバーからなる諮問委員会を含めて、アドバイザー、技術専門家、職業専門家の委員会を設置することができる。

(e) 会合

(1) 時期

評議会は議長または構成員の多数により招集、開催されるが、少なくとも四半期に1回は開催しなければならない。

(2) 職務上の規則

評議会は、その職務を遂行するために必要な規則を制定しなければならない。この規則は、組織、手続および合衆国法典第5編第553条の目的の実行のためのものである。

(f) — (j) (省略)

第112条 評議会の権限

(a) 評議会の目的および義務

(1) 原則

評議会の目的は、

- (A) 重要な金融における緊急事態もしくは破綻、大きくて複雑な銀行持株会社もしくは金融サービス会社の実際の行動、または金融サービス市場の外で発生した、米国の金融の安定に対するリスクを認識すること

(B) 金融破綻において発生する損失から政府は守ってくれるという金融会社の株主、債権者、取引先の期待を除去することによって、市場の規律を促進すること

(C) 米国金融システムの安定に対して増大する脅威に対応すること

(2) 義務

評議会は、本法第1編に従って、以下のことを行う。

(A) 参加機関、その他の連邦または州の規制監督機関、連邦保険局から情報を収集し、米国金融システムのリスクを評価するために必要があれば、金融調査局に銀行持株会社またはノンバンク金融会社から情報を収集するように指示する

(B) 評議会の仕事を支えるため、金融調査局に指示を与え、またデータおよびその分析を求める

(C) 米国の金融安定の潜在的脅威を認識するため、金融サービス市場を監視する

(D) 保険およびその関連事項も含めて、国内および海外の金融規制監督の提案、発展を監視し、また、米国金融市場の統合、効率、競争、安定を強化する分野において、議会に対して助言および勧告を行う。

(E) 国内金融サービスの政策の展開、規則の制定、検査、要請への回答および強制執行にかかる、参加機関および他の連邦もしくは州の機関の間で情報の共有、協力を形成する。

(F) 参加機関の議論の結果を反映した監督上の優先プライオリティや諸原則を参加機関に勧告する。

(G) 米国の金融にリスクをもたらしている規制監督のギャップを確認する。

(H) 米国の金融の安定にリスクをもたらす可能性のあるノンバンク金融会社が緊急事態または破綻の状態になったとき、第113条の適用により、当該ノンバンク金融会社に対するFRBの監督を要請する。

(I) FRBに対し、リスクベースの資本、レバレッジ、流動性、予備的な資本、破綻処理計画、信用状況計画、集中限度、情報公開の強化、総合的リスク管理など、FRBの監督下にあるノンバンク金融会社および大きくて複雑な銀行持株会社にかかる高度のプルデンシャル政策基準の設定について勧告す

る。

(J) システム的に重要な金融市場の機能、支払い、決済、清算について（第 8 編で決定される条件にしたがって）確認する。

(K) 一次的金融監督機関に対し、銀行持株会社やノンバンク金融会社に広まった重要な流動性、信用その他の問題に新しい高度の基準および金融行動のセーフガードを適用することを勧告する。

(L) — (N) 省略

(b) 評議会の議決権のある構成員の声明

サブタイトル (a) に基づき提出される報告の時点で、議決権のある構成員は、

(1) 評議会、政府および民間部門が、金融の安定を確保するため、また経済に悪影響を与えるシステミックリスクを減少させるために、すべての適切な手段を採用していると考えらるならば、そのような考えを述べた署名入りの声明書を議会に提出する。または、

(2) (1) で述べたすべての適切な手段が採用されていないと考えるならば、これらのすべての適切な手段を確保するためにどのような手段を採用することが必要か意見を述べた署名入りの声明書を議会に提出する。

(c) 議長の証言

議長は、サブセクション (a) に基づき報告が提出された後、下院金融サービス委員会および上院銀行住宅都市委員会に出席して、

(1) 評議会の努力、活動、目的および計画について議論する。

(2) 評議会の報告について議論し、質問に応答する。

(d) 情報を取得する権限

(1) 原則

評議会は、金融調査局、参加機関、連邦保険局から、以下のため必要な場合にデータおよび情報を受け取り、また提出を要求することができる。

(A) 米国の金融安定に対する潜在的リスクを認識するために金融サービス市場を監視する、または

(B) その他第 1 編の規定を実施する

(2) 金融調査局および参加機関からの提出

他の法律の規定にかかわらず、金融調査局、参加機関および連邦保険局は評議会に情報を提供する権限を有する。

(3) 金融情報の収集

(A) 原則

評議会は、ノンバンク金融会社および銀行持株会社が参加している金融市場の活動が、またはノンバンク金融会社および銀行持株会社それ自体が米国の金融安定に脅威を与える程度を評価するため、金融調査局を通じて、ノンバンク金融会社または銀行持株会社に対して定期的な報告およびその他の報告を要求することができる。

(B) 報告負担の減少

評議会は、参加機関または一次金融機関に規制監督されているノンバンク金融会社または銀行持株会社に対して報告を要求する前に、金融調査局を通して、これらの機関と協力して、可能であれば調査局やこれらの機関からの利用可能な情報に依存しなければならない。

(C) 外国金融会社の負担の減少

評議会は、外国ノンバンク金融会社または外国銀行持株会社に対して報告を要求する前に、金融調査局を通して、これらの会社の外国規制監督当局と適当な範囲で協議して、可能な場合は常に、外国規制監督当局からすでに収集された英訳の情報に依存しなければならない。

(4) F R Bによるバックアップ検査

評議会は、パラグラフ (1) および (3) によって取得した情報および報告、経営陣との議論並びに公開情報に基づいて、米国ノンバンク金融会社の金融活動が米国の金融安定に対する脅威となるかどうか決定できない場合、F R Bに対し権限を与え、ノンバンク金融会社が第1編の目的のためにF R Bの監督を受けなければならないかを決定する目的で、米国ノンバンク金融会社の検査を行うことをF R Bに要請することができる。

(5) 機密性

(A) 原則

評議会、金融調査局および参加機関は、本法第1編に基づき提出されたデータ、情報および報告の秘密を保持しなければならない。

(B) 特権の維持

このサブセクションおよびサブタイトルBに基づく非公開で有用なデータおよび情報の提出は、これらのデータおよび情報が従うべき連邦法もしくは州法の適用の免除をもたらすものではなく、または連邦法もしくは州法（連邦裁判所もしくは州裁判所の規則を含む）による特権に影響を与えるものでもない。

(C) 情報自由法

合衆国法典第5編552条は、例外も含めて、このサブセクションおよびサブタイトルBのもとで提出されたデータおよび情報に適用される。

第113条 ノンバンク金融会社に対する監督および規制を要求する権限

(a) FRBに監督される米国ノンバンク金融会社

(1) 決定

評議会は、米国ノンバンク金融会社における重要な緊急事態、または米国ノンバンク金融会社の活動の内容、範囲、規模、集中度、複雑性および混合性が米国の金融の安定に脅威を与えると判断する場合、代理出席なしで議長の賛成票も含めた投票数の3分の2以上の多数によって、本法第1編に基づき、当該米国ノンバンク金融会社はFRBに監督され、プルデンシャル政策の基準に従うこととすることができる。

(2) 考慮事項

パラグラフ(1)の決定のとき、評議会は以下を考慮する。

(A) 当該会社のレバレッジの程度

(B) 当該会社のオフ・バランスシートによるリスクの内容および程度

(C) 当該会社の他の重要なノンバンク金融会社および重要な銀行持株会社との取引および関係の内容および程度

(D) 当該会社の家計、企業、州および地方政府への信用供与者としての重要性並びに米国金融システムへの流動性の供給者としての重要性

(E) 当該会社の低所得者、マイノリティおよび金融サービスの少ない地域への信用供与者としての重要性、並びに当該会社の破綻がこれらのコミュニティにおける信用の利用可能性に対して与える影響

(F) 当該会社に所有されているのではなく管理されている資産の程度、および

資産の所有が拡散している程度

(G) 当該会社の活動の内容、範囲、規模、集中度、複雑性、混合性

(H) 当該会社が、1 または複数の第1次監督規制機関にすでに監督されている程度

(I) 当該会社の金融資産の内容および金額

(J) 短期資金に依存する程度を含め、当該会社の負債の内容および金額

(K) 評議会が適当とみなした他のリスク関連要素

(b) F R Bに監督される外国ノンバンク金融会社

(1) 決定

評議会は、外国ノンバンク金融会社における重要な緊急事態、または外国ノンバンク金融会社の活動の内容、範囲、規模、集中度、複雑性および混合性が米国の金融の安定に脅威を与えると判断する場合、代理出席なしで議長の賛成票も含めた投票数の3分の2以上の多数によって、本法第1編に基づき、当該外国ノンバンク金融会社はF R Bに監督され、プルデンシャル政策の基準に従うこととすることができる。

(2) 考慮事項

(A) — (K) 省略

(c) 違反行為への対抗措置

(1) 決定

本法第1編に対する違反行為を避けるため、評議会は自らの意思またはF R Bの要請により、代理出席なしで議長の賛成票も含めた投票数の3分の2以上の多数によって、以下を決定することができる。

(A) 連邦法もしくは州法に基づき設立された会社の直接もしくは間接の金融活動、または米国以外の国で設立された会社の米国における金融活動に関する重要な金融上の緊急事態、またはこれらの金融活動の内容、範囲、規模、集中度、複雑性および混合性は、サブセクション (a) (2) または (b) (2) の要素をあてはめて考慮すれば、米国における金融の安定に脅威を与えるものである。

(B) 第1編の適用を避けるための方法として、会社が設立され運営されている。

かつ、

(C) 会社の金融活動はF R Bに監督され、本法第1編のプルデンシャル基準に従い、パラグラフ(3)と一致する。

(2) 報告

パラグラフ(1)に基づく決定を行うにあたり、評議会は議会の適当な委員会に報告を提出してその決定の理由を説明しなければならない。

(3) 金融活動だけの連結ベースの監督、中間持株会社の設立

(A) 中間持株会社の設立

パラグラフ(1)に基づく決定にあたり、決定の対象となる会社は、その中で当該会社およびその子会社の金融活動(第167条(b)(2)に記載された活動を除く)がF R Bの定める規則およびガイダンスに従って行われる中間持株会社を設立することができる。

(B) F R Bの措置

パラグラフ(1)の決定に従う金融活動の監督を行うため、F R Bは会社に対して中間持株会社の設立を要求することができる。この持株会社は、あたかも中間持株会社がF R Bに監督されるノンバンク金融会社のように、第167条に規定したとおり、F R Bの監督と本法第1編のプルデンシャル基準に従わなければならない。

(4) 通知、ヒアリングの機会、最終決定、法的レビュー

サブセクション(d) — (h)は、ノンバンク金融会社に適用されるサブセクションと同様に、パラグラフ(1)を追求する評議会の決定に適用される。

(5) 対象となる金融活動

このサブセクションの目的のための金融活動は以下のとおりである。

(A) (1956年銀行持株会社法第4条(k)で定義される)金融の性格を持った活動

(B) 1または複数の付保された預金金融機関の所有または管理

(C) 会社または子会社の行う国内金融活動を含まないが、国内の財産管理、投資、従業員のフリンジを含む。

(6) プルデンシャル監督のための金融活動

会社の非金融活動は、F R Bの監督やプルデンシャル基準に従わなくてよい。この法律の目的のために、パラグラフ(1)の決定の対象となる金融活動は、F R

Bに監督されるノンバンク金融会社と同様の要求に従わなければならない。このパラグラフにおいて、パラグラフ（１）の決定に従うべき金融活動に本法第１編のプルデンシャル基準を適用するF R Bの権限について禁止または制限するものはない。

（d）—（i）省略

第１１４条 F R Bが監督するノンバンク金融会社の登録

ノンバンク金融会社がF R Bに監督されるべきであると第１１３条に基づき評議会が決定した日から１８０日以内に、当該会社はF R Bの指定する様式で登録しなければならない。この様式には、F R Bが評議会と協議して本法第１編を執行するために必要または適当とみなした情報が含まれている。

第１１５条 強化された監督とプルデンシャル基準

（a）原則

（１）目的

重要な金融の緊急事態ないし破綻、すなわち大きくて複雑な金融機関から生じる米国における金融の安定に対するリスクを回避しまたは軽減するため、評議会はF R Bの監督するノンバンク金融会社および大きくて複雑な銀行持株会社に対して適用可能なプルデンシャル基準および報告、公表の制度を設立し、洗練されたものとする 것을勧告することができる。これは、

- （A）米国の金融の安定に同様のリスクをもたらすことのない、他のノンバンク金融会社および銀行持株会社に適用されるものよりも厳格なものであり、
- （B）サブセクション（b）（３）に記載された考慮に基づいて厳格さを増大させる。

（２）要求された基準の適用

本条に基づく勧告にあたり、評議会は、

- （A）資本構造、リスクの度合い、複雑さ、金融活動（子会社の金融活動を含む）、規模、その他評議会が適当とみなすリスクに関する要素によって高い基準に従った会社を識別する。

(B) 500億円以上が申請の許容範囲となる、サブセクション (c) — (g) が適用される

(b) プルデンシャル基準の展開

(1) 原則

サブセクション (a) に従って、評議会の勧告は以下を含む。

- (A) リスクベースの資本充実
- (B) レバレッジの限度
- (C) 流動性の要請
- (D) 破綻処理計画および信用のエクスポージャー
- (E) 集中の限度
- (F) 集中の限界
- (G) デイスクロージャーの強化
- (H) 短期負債の限度
- (I) 総合的なリスク管理

(2) 外国金融会社のプルデンシャル基準

省略

(3) 考慮

パラグラフ (1) に基づくプルデンシャル基準について勧告を行うとき、評議会
は、

- (A) F R Bに監督されるノンバンク金融会社とサブセクション (a) に記載した銀行持株会社の相異について、以下を考慮に入れること
 - (i) 第113条 (a) (b) に記載された要素
 - (ii) 会社が付保預金金融機関を所有しているか
 - (iii) 非金融活動および会社の系列化
 - (iv) その他評議会が決定した要素
- (B) 第113条 (a) (b) に記載された要素の小さな変化が第165条で設定されたプルデンシャル基準に急激で非連続的な変化をもたらすものではないことを、可能な範囲で保証すること
- (C) 特定の基準が不適当な活動や経営上の資産について、会社の主要なビジネスのラインにあわせて、推薦を適当な形に適合させること

(c) 予備的資本 (Contingent Capital)

(1) 調査

評議会は、サブセクション (a) で述べた F R B 監督のノンバンク金融会社および銀行持株会社について要求される予備的資本のフィージビリティ、利益、費用および構造について調査しなければならない。調査は以下の点を含む。

- (A) この要求がどの程度これらの会社の安全と健全性を強化し、米国の金融の安定を促進し、米国の納税者のリスクを減少させるものであるかの評価
- (B) 要求される予備的資本の性格および金額の評価
- (C) 金融環境の厳しい時点で予備的資本を株式に転換することを決定する場合に用いられるプルデンシャル基準の分析
- (D) 会社のコスト、貸出しの構造と実行への影響、その他予備的資本を要求する場合の経済効果
- (E) この要求が制度化される場合の国際的な協力の見通しに沿って、この要求がこれらの会社の国際競争力に与える影響の評価
- (F) 実施規則の推薦

(2) 報告

評議会は、本法の施行日から 2 年以内に、パラグラフ (1) の要求する研究についての報告を議会に提出しなければならない。

(3) 勧告

(A) 原則

パラグラフ (2) により議会に報告を提出した後、評議会は F R B に対して、F R B が監督するノンバンク金融会社およびサブセクション (a) に記載された銀行持株会社に金融困難時に株式に転換できる予備的資本の最小金額を維持するよう要求することを勧告しなければならない。

(B) 考慮事項

このサブセクションに従って勧告を行うにあたり、評議会は以下の点を考慮する。

- (i) このサブセクションに基づく転換実施にあたっての適当な移行期間
- (ii) サブセクション (b) (3) に記載した事項
- (iii) F R B が監督するノンバンク金融会社およびサブセクション (a) に

記載された銀行持株会社並びにこれらの子会社に対して適用可能な資本要求

(iv) パラグラフ (1) で要請された研究の結果

(v) その他評議会が適当とみなす事項

(d) 破綻処理計画および信用状況報告

(1) 破綻処理計画(Resolution Plan)

評議会は、F R Bが監督するノンバンク金融会社およびサブセクション (a) に記載された銀行持株会社に対し、重要な金融の危機ないし破綻の発生時における迅速で秩序ある破綻処理計画を定期的に評議会、F R BおよびF D I Cに提出することを求めることについて、F R Bに勧告しなければならない。

(2) 信用状況報告 (Credit Exposure Report)

評議会は、F R Bが監督するノンバンク金融会社およびサブセクション (a) に記載された銀行持株会社が以下について定期的に評議会、F R BおよびF D I Cに報告することを要求することの可能性について、F R Bに勧告しなければならない。

(A) 当該会社の他の重要なノンバンク金融会社および重要な銀行持株会社に対する信用供与の内容およびその範囲

(B) 他の重要なノンバンク金融会社および重要な銀行持株会社の当該会社に対する信用供与の内容およびその範囲

(e) 集中の制限

個別の会社の破綻がF R Bの監督するノンバンク金融会社またはサブセクション (a) に記載された銀行持株会社に与えるリスクを限定するため、評議会はF R Bに対し、第165条で公表したようにこのようなリスクを限定する基準を述べることを勧告することができる。

(f) デイスクロージャーの強化

評議会は、サブセクション (a) に記載された銀行持株会社およびF R Bが監督するノンバンク金融会社による定期的なデイスクロージャーを要求することをF R Bに勧告することができる。これは、かれらのリスクの様相、資本の適格性およびリスク管理能力を市場が評価できるようにするためである。

(g) 短期借り入れの制限

評議会は、サブセクション（a）に記載された銀行持株会社、F R B が監督するノンバンク金融会社、または金融システムに対してこのような負債の過剰な累積が与えるリスクを軽減するために、短期借り入れの制限を要求することをF R B に勧告することができる。

第 1 1 6 条 報告

（a）原則

サブセクション（b）に従って、評議会は金融調査局を通して連結資産 5 0 0 億ドル以上の銀行持株会社またはF R B が監督するノンバンク金融会社およびそれらの子会社から監査済報告書の提出を要求することができる。（以下省略）

（b）既存の報告の利用

（以下省略）

第 1 1 7 条 銀行持株会社でなくなった会社の取扱い

（省略）

第 1 1 8 条 評議会の資金

評議会の経費は、金融調査局の経費として扱われ、支払いが行われる。

第 1 1 9 条 参加機関の監督権限にかかる法的紛争の解決

省略

第 1 2 0 条 金融安定を目的とする行動に適用される追加基準

（a）原則

評議会は、第 1 次金融監督機関に対し、第 1 1 5 条に列挙されたものを含め、銀行持株会社またはノンバンク金融会社の金融活動にそれぞれの管轄において新しい高い基準を適用するように勧告を行い、金融活動の規制強化をもたらすことができる。（以下省略）

（b）監督機関に対する勧告の手続

（c）勧告基準の実施

（1）第 1 次金融監督機関の役割

(A) 原則

第1次金融監督機関はそれぞれ本条に沿った基準を課し、要求し、検査し、
執行する。・・・

(2) 基準の賦課

第121条 金融安定のためのリスクの減少

(a) リスク減少のための行動

F R Bは、500億ドル以上の連結ベース資産をもつ銀行に持株会社またはF R Bが監督するノンバンク金融会社が米国の金融の安定に重大な脅威を与えていると判断した場合、評議会の投票権あるメンバーの3分の2の賛成により、以下を行う。

- (1) 会社が合併、企業取得、連結統合、または他の会社の子会社となることを制限する
- (2) 会社の金融商品を提供する能力を制限する
- (3) 会社の1または複数の事業の廃止を要求する
- (4) 会社の1または複数の事業の方法に制限を課す
- (5) F R Bが上記パラグラフ(1) — (4)の措置が、米国の金融の安定に対する脅威を減少させるのには不十分と判断した場合、F R Bは会社に対して資産の売却または資産の移転(オフ・バランスシート)を要求できる。

(b) 通知およびヒアリング

(1) 原則

F R Bは、評議会と協議しながら、サブセクション(a)で述べた内容について、提案する内容、その理由および本条により会社のリスクが減少すると考えられることを示した書面による通知を会社に提供しなければならない。

(2) ヒアリング

パラグラフ(1)に基づき通知を受領した日から30日以内に、会社は提案をF R Bの理事会で決定する前に、書面または口頭によるヒアリングの機会を提供するよう要求することができる。この要請を受けて30日以内にF R Bは会社に書面提出を求めることができる。

(3) 決定

パラグラフ(2)のヒアリングから60日以内に、F R Bが最終決定を行うこと

となる。

(c) — (d) 省 略

第 1 2 2 条 会計検査院 (G A O)

省 略

第 1 2 3 条 金融機関の規模および複雑性が資本市場の効率性と経済成長に与える影響 の研究

(a) 以下の研究が要請される。

(1) 原則

(A) 銀行、銀行持株会社、その他巨大金融機関の最大の規模と外来的または内
在的な限度

(B) 巨大金融機関の組織的な複雑性および分散の限界

(C) 金融破綻の処理を促進するため、巨大金融機関のビジネスユニットの分散
の要請

(D) 巨大金融機関のビジネスユニット相互のリスク移転の限界

(E) 予備的資本(Contingent Capital)の要請

(F) — (H) 省 略

(2) 勧告

(b) 報告

省 略

サブタイトル B—金融調査局

第 1 5 1 条—第 1 5 3 条 省略

第 1 5 5 条 資金

(a) 金融調査基金

財務省の中に「金融調査基金」という独立した基金を設立する。

(b) ファンドの使用

(c) 暫定資金

この法律が発効してから2年間は、F R Bが経費を支払う。

(d) 恒久的な自己調達

この法律の発効から最初の2年間は規則によって財務長官が評議会の承認により、連結資産500億ドル以上の銀行持株会社およびF R B監督のノンバンク金融会社に適用する賦課金を決定する。この賦課金においては、金融会社の相異を勘案し、第115条のプルデンシャル基準に基づき、金融調査局の総経費と等しくなるように賦課金を徴収する。

サブタイトルC—銀行持株会社およびノンバンク金融会社に対するF R Bの追加的権限

第161条 F R Bのノンバンク金融会社に対する検査報告

(a) 報告

(1) 原則

F R Bは、F R B監督のノンバンク金融会社およびその子会社に対して、以下の内容を報告、宣誓する報告書を提出させることができる。

(A) 会社または子会社の財務状況、財務、業務およびその他のリスクを監視、管理するシステム、並びに会社または子会社の活動が米国の金融の安定に脅威の程度

(B) 会社または子会社の本法第1編に対するコンプライアンス

(2) 既存の報告および情報の活用

サブセクション (a) を実施する場合、F R Bは可能な限り以下の飼料を十分に活用する。

(A) ノンバンク金融会社または子会社が他の連邦または州の監督当局から提出を要求された報告、監督情報

(B) 連邦または州の監督機関から別途取得できる情報

(C) 別途公表が要求されている情報

(D) 会社または子会社の対外的な財務監査情報

(3) 利用可能性

F R Bからの要求が行われれば、F R B監督のノンバンク金融会社または子会社はパラグラフ (2) に記載された情報を迅速にF R Bに提供する。

(b) 検査

省 略

(c) 第1次金融監督当局との協力

省 略

第162条 執行

(a) 原則

サブセクション (b) に規定した場合を除き、F R B監督のノンバンク金融会社および子会社（預金金融機関である子会社を除く）は、預金保険法（12 U S C 1818）第8条（b）—（n）の規定にしたがわなければならない。これは預金保険法第8条（b）（3）により、会社が銀行持株会社であったと同様の方法および範囲となる。

(b) 実質的な子会社に対する権限の執行

省 略

第163条 企業取得

(a) 銀行の取得

1956年銀行持株会社法第3条の目的で、F R B監督のノンバンク金融会社は銀行持株会社とみなされ、取り扱われる。

(b) ノンバンク会社の取得

(1) 大きな企業取得の事前通知

銀行持株会社法第4条（k）（6）（B）の規定にかかわらず、連結資産500億ドル以上の銀行持株会社またはF R B監督のノンバンク金融会社は、取引に先立ってF R Bに書面で通知しなければ、連結資産100億ドル以上をもって銀行持株会社法4条（k）に記載された活動に従事する会社（付保預金金融機関以外）の所有権または投票権付株式を支配する権利を、直接または間接に取得することができない。

(2) 除外規定

省 略

(3) 通知手続

省 略

(4) — (5) 省 略

第164条 金融会社の経営統合の禁止

F R B 監督のノンバンク金融会社は、預金金融機関経営統合法（12 U S C 3201）の目的で銀行持株会社として取り扱われる。

(以下省略)

第165条 強化された監督およびプルデンシャル基準

(a) 原則

(1) 目的

重要な金融の緊急事態もしくは破綻または巨大で複雑な金融機関の活動により発生する米国の金融安定に対するリスクを避けまたは軽減するため、F R B は自己の意思または第115条に基づく評議会の勧告に従って、F R B 監督のノンバンク金融会社および連結資産500億ドル以上の銀行持株会社に対するプルデンシャル基準を設定しなければならない。それは、

(A) 米国の金融安定に同様のリスクを与えないノンバンク金融会社および銀行持株会社に適用される基準および要求よりもさらに厳格なものである。

(B) サブセクション(b)(3)に規定された考慮事項に基づき厳格性を強化したものである。

(2) 基準を適用する範囲の調整

(A) 原則

F R B は自己の意思または第115条に基づく評議会の勧告に従って、また、資本構造、リスクの複雑性、金融活動、規模、その他F R B の適当と認めるリスク関連情報による個々の会社の基礎ないし分類を考慮に入れて、本条のもとでより厳格なプルデンシャル基準を規定する。

(B) 適用基準の範囲の調整

F R B は、第115条に基づく評議会の勧告に従って、以下の(c)—(g)

の基準を適用して500億ドル以上の資産の範囲を設定しなければならない。

(b) プルデンシャル基準の発展

(1) 原則

(A) 要請される標準的基準

F R Bは、F R B監督のノンバンク金融会社およびサブセクション (a) に記載された銀行持株会社について、以下を含むプルデンシャル基準を設定しなければならない。

- (i) リスクベースの資本の要請およびレバレッジの限度 (F R Bが厳格なリスク管理のために他の基準を採用する場合を除く)
- (ii) 流動性の要請
- (iii) 統合的リスク管理の要請
- (iv) 破綻処理計画および信用状況報告
- (v) 集中限度

(B) 追加的基準

F R Bは、F R B監督のノンバンク金融会社およびサブセクション (a) に記載された銀行持株会社について、以下を含む追加のプルデンシャル基準を設定しなければならない。

- (i) 予備的資本 (Contingent Capital) の要請
- (ii) 情報公開の強化
- (iii) 短期負債の限度
- (iv) 他のプルデンシャル基準 (F R Bが自己の意思または評議会の勧告により、適当な基準として設定したもの)

(2) 外国金融会社のプルデンシャル基準

省 略

(3) — (5) 省 略

(c) 予備的資本 (Contingent Capital)

(1) 原則

評議会が第115条 (c) に基づき議会へ報告を提出した後、F R Bは、F R B監督のノンバンク金融会社およびサブセクション (a) で述べた銀行持株会社が、

金融が逼迫したときに株式に転換できる最小限の予備的資本を保持するよう要求する規則を制定することができる。

(2) 考慮すべき要素

このサブセクションに基づく規則を制定するとき、F R Bは以下を考慮する。

- (A) 評議会が引き受けた研究結果、および第115条(c)に基づく評議会の勧告
- (B) このサブセクションに基づく予備的資本の実施までの、適当な移行期間
- (C) サブセクション(b)(3)(A)で述べられた諸要素
- (D) F R B監督のノンバンク金融会社およびサブセクション(a)に記載された銀行持株会社に対する適当な資本の要請

(d) 破綻処理計画および信用状況報告

(1) 破綻処理計画 (Resolution Plan)

F R Bは、F R B監督のノンバンク金融会社およびサブセクション(a)に記載された銀行持株会社に、F R B、評議会およびF D I Cに対して、重要な金融の緊張状態または破綻の場合における当該ノンバンク会社の迅速で秩序ある清算の計画を、以下の点も含めて定期的に報告するよう要請しなければならない。

- (A) 付保された預金金融機関が当該会社の関連会社であるとき、当該会社のノンバンク子会社の活動から生じるリスクからも適当に保護されるのか、その方法および程度についての情報
- (B) 会社の株主構造、資産、負債、契約上の義務
- (C) 異なる証券とのクロス・ギャランティーの認識、主要なカウンターパーティーの認識、担保提供の決定プロセス
- (D) F R BおよびF D I Cが共同で規則または命令に基づいて要求するその他の情報

(2) 信用状況報告

F R Bは、F R B監督のノンバンク金融会社およびサブセクション(a)に記載された銀行持株会社に対し、以下をF R B、評議会、F D I Cに定期的に報告することを要請しなければならない。

- (A) 会社から他の重要なノンバンク金融会社および重要な銀行持株会社へ信用

供与している内容および程度

(B) 他の重要なノンバンク金融会社および重要な銀行持株会社から会社へ信用

供与されている内容および程度

(3) レビュー

F R BおよびF D I Cは、F R B監督のノンバンク金融会社およびサブセクション (a) に記載された銀行持株会社からこのサブセクションに従って提供された情報を、レビュー (調査分析) しなければならない。

(4) 欠陥の通知

パラグラフ (3) のレビューに基づき、F R BおよびF D I Cが共同して、F R B監督のノンバンク金融会社またはサブセクション (a) に記載された銀行持株会社の破綻処理計画が信頼できないまたは合衆国法典タイトル 11 (連邦倒産法) における秩序だった清算が容易ではないと判断した場合、

(A) F R BおよびF D I Cは、この破綻処理計画の欠陥を会社に通知する。

(B) 会社は、F R BおよびF D I Cが決定した期限内に、この破綻処理計画が信頼できること、合衆国法典タイトル 11 に基づき秩序ある清算が可能であることを示して改訂し、計画の実施を容易ならしめるために提案されたビジネス活動および組織構造の変更を含めて、再提出しなければならない。

(5) 信頼できる計画の再提出の失敗

(A) 原則

F R B監督のノンバンク金融会社およびサブセクション (a) に記載された銀行持株会社が、パラグラフ (4) で要請された破綻処理計画をサブパラグラフ (B) で要求されるように改訂するとともに期限内に再提出することに失敗した場合、F R BおよびF D I Cは共同して、さらに厳格な資本、レバレッジ、および流動性の要求、または会社および子会社の成長、活動または業務運営の制限を、会社が欠陥を是正した計画を再提出するまで、課すことができる。

(B) 剥奪

F R BおよびF D I Cは、以下の場合において、評議会と協議の上、共同でF R B監督のノンバンク金融会社およびサブセクション (a) に記載された銀行持株会社に対して、命令により、F R BおよびF D I Cが認定した特定

の資産または業務を剥奪し、この会社が破綻したときの合衆国法典タイトル 11 による秩序ある清算を容易にすることを指示することができる。

- (i) FRBおよびFDICは共同して、当該会社に対し、サブパラグラフ (A) に従ってより厳格な要求を課したところである。かつ、
- (ii) 当該会社は、パラグラフ (A) に基づく要求が課された日から起算して2年以内に、パラグラフ (4) (B) で要求された改訂を含む破綻処理計画の再提出ができなかった。

(6) 非限定効果

このサブセクションに従って提出された破綻処理計画は、破産裁判所、本法第2編により指名された管財人、FRBが監督するノンバンク金融会社を清算するか清算を要求する権限があるその他の機関、銀行持株会社またはその子会社もしくは関連会社を拘束しない。

(7) — (8) 省 略

(e) 集中限度

(1) 原則

個別の会社の破綻がFRBの監督するノンバンク金融会社およびサブセクション (a) に記載された銀行持株会社に与えるリスクを限定するため、FRBは規則によってこのリスクを限定する基準を設定しなければならない。

(2) 信用供与の限定

パラグラフ (1) に基づきFRBが設定する規則は、FRB監督のノンバンク金融会社およびサブセクション (a) に記載された銀行持株会社が資本および剰余金の25パーセントをこえる信用供与を個々の非関連会社にして行うことを禁止するものでなければならない。

(3) — (7) 省 略

(f) デイスクロージャーの強化

FRBは、リスクの概要、資本の適切性、リスク管理の能力についての市場の評価を支援するため、FRB監督のノンバンク金融会社およびサブセクション (a) に記載された銀行持株会社の定期的なデイスクロージャーの規則を制定することができる。

(g) 短期負債の限度

(1) 原則

F R Bは、短期負債の過剰な累積が金融会社および米国金融システムの安定に与えるリスクを減少させるため、F R B監督のノンバンク金融会社およびサブセクション（a）に記載された銀行持株会社に累積する可能性のある短期負債の金額について、オフバランスの与信も含めて限度を設ける規則を制定することができる。

（２）限度とする基礎

パラグラフ（１）に記載された限度は、パラグラフ（１）に記載された会社の短期負債が会社の資本および剰余金に対する比率その他F R Bが適当と考える基準を基礎としなければならない。

（３）短期負債の定義

このサブセクションの目的から、「短期負債」とは規則に基づきF R Bが認定する履行期限の短い負債をいい、付保預金を含まない。

（４）—（５） 省 略

（h）リスク管理委員会

（１）F R B監督のノンバンク金融会社

F R Bは、公開会社であるF R B監督のノンバンク金融会社に対して、この金融会社が第113条（e）（３）の最終決定が受け取った日から1年以内に、パラグラフ（３）で定めたリスク管理委員会を設置するように要求しなければならない。

（２）銀行持株会社

（A）規則への委任

F R Bは、公開会社で連結資産が100億ドル以上の銀行持株会社に対して、パラグラフ（３）で定めたリスク管理委員会の設置を要求する規則を制定しなければならない。

（B）黙認の規則

F R Bは、健全なリスク管理を促進するために必要または適当と判断した場合、公開会社で連結資産100億ドル以上の銀行持株会社に対して、パラグラフ（３）で定めたリスク管理委員会の設置を要求することができる。

（３）リスク管理委員会

このサブセクションで要求されるリスク管理委員会は、

（A）F R B監督のノンバンク金融会社およびサブセクション（a）に記載され

た銀行持株会社の企業全体としてのリスク管理行動を監視する責任を負う。

(B) F R B 監督のノンバンク金融会社およびサブセクション (a) に記載された銀行持株会社に関連して業務の内容、資産の規模、その他適当な基準に従って F R B が適当と判断した数の独立した取締役を含む

(C) 大きくて複雑な会社のリスクの認識、評価、管理について経験のある少なくとも 1 人のリスク管理専門家を含む

(4) 規則の制定

省 略

(i) ストレステスト

(1) F R B

(A) 毎年要請されるテスト

F R B は第 1 次金融監督機関および連邦保険局と協力して、F R B 監督のノンバンク金融会社およびサブセクション (a) に記載された銀行持株会社が厳しい経済環境の結果発生する損失を吸収するのに必要な、連結ベースの資産に対応する資本を保持しているか、毎年分析を行わなくてはならない。

(B) テストのパラメーターは以下のとおりである。

省 略

(2) 会社

(A) 要請

F R B 監督のノンバンク金融会社およびサブセクション (a) に記載された銀行持株会社は半年ごとのストレステストを行わなければならない。その他の金融会社で連結ベースの資産が 1 0 0 億ドルを超え、第 1 次金融監督機関に監督されるものは、毎年ストレステストを実施しなければならない。このサブパラグラフで要請されるテストは、サブパラグラフ (C) ②に基づいて制定される規則に従って実施されなければならない。

(B) 報告

サブパラグラフ (A) に基づいてストレステストを行うことを要請される会社は、F R B および第 1 次金融監督機関に対して、第 1 次金融監督機関の要請する時期、方式、情報の内容で報告を提出しなければならない。

(C) 規則

省 略

(j) レバレッジの制限

(1) 要請

F R Bは、連結ベースの資産500億ドル以上の銀行持株会社またはF R B監督のノンバンク金融会に対して、当該会社が米国金融の安定に重大な脅威を与えるものであり、このような要請が当該会社の米国の金融安定に与えるリスクを軽減するために必要であるという評議会の決定に基づき、当該会社の負債 - 資本比率を15対1以下に維持することを要請しなければならない。

(2) 考慮

このサブセクションに基づき決定する場合、評議会は第113条(a)および(b)に記載された要素および評議会が適当とみなしたその他の要素を考慮しなければならない。

(3) 規則

省 略

(k) オフバランスシート活動の取扱い

(1) 原則

サブセクション(a)に記載された銀行持株会社およびF R B監督のノンバンク金融会社の場合、資本の要請に適合する目的における資本の計算は会社のオフバランスシートの活動を考慮しなければならない。

(2) 例外

F R Bがパラグラフ(1)に基づく要請からの免除が適当であると決定した場合、F R Bは会社または当該会社により約束された取引をパラグラフ(1)の要請から免除することができる。

(3) オフバランスシート活動の定義

省 略

第166条 早期是正措置

(a) 原則

F R Bは、評議会およびF D I Cと協議の上、F R B監督のノンバンク金融会社および第165条(a)記載の銀行持株会社の金融上困難な状態を早期に是正させるため

の規則を制定しなければならない。ただし、このサブセクションが連邦政府からの資金援助の条項を正当化するものでない場合を除く。

(b) 早期是正措置の目的

サブセクション (a) に基づく早期是正措置の目的は、F R B 監督のノンバンク金融会社または第 1 6 5 条 (a) 記載の銀行持株会社が支払い不能となって米国の金融安定の潜在的な障害となる可能性を最小化するため、当該会社の取りうる特定の是正措置の制度を設立するものである。

(c) 是正措置の要請

サブセクション (a) に基づき F R B が制定する規則は、

(1) 資本、流動性、その他の先行指標を含めて、会社の財務状態を示す手段を決定する。

(2) 会社の財務状態が悪化した場合に、以下を含めて厳格性を強化する要求を設定する。

(A) 財務状態が悪化した初期の段階においては、資本を原資とする配当、企業買収、資産の増大の制限

(B) 財務状態の悪化が進んだ段階においては、資本を回復する計画、増資の要請、関連会社との取引の制限、経営陣の交代、資産の売却

第 1 6 7 条—第 1 7 0 条 省 略

第 1 7 1 条 レバレッジおよびリスクベースの資本要請

(a) 定義

本条の目的のため、以下の定義を適用する。

(1) 一般に適用するレバレッジの資本要請

「一般に適用されるレバレッジの資本要請」とは、

(A) 預金保険法第 3 8 条を実行するための早期是正措置のもとで、連結総資産の規模または海外での与信供与にかかわらず、適当な連邦銀行監督当局が付保預金金融機関に適用するために設定した、平均総資産に対する最小のティア 1 比率、および

(B) 要請資本を分子とし、平均総資産を分母として、両者の比率を内容とする

規制上の資本構成を含む。

(2) 一般に適用されるリスクベースの資本要請

「一般に適用されるリスクベースの資本要請」とは、

(A) 預金保険法第38条を実行するための早期是正措置のもとで、連結総資産の規模または海外での与信供与にかかわらず、適当な連邦銀行監督当局が付保預金金融機関に適用するために設定した、リスクベースの資本要請、および

(B) 要請資本を分子とし、リスクでウェイト付けされた資産を分母として、両者の比率を内容とする規制上の資本構成を含む。

(3) 預金金融機関持株会社の定義

「預金金融機関持株会社」とは、米国内で設立された銀行持株会社または貯蓄貸付組合(S & L)持株会社をいう(これらは預金保険法第3条で定義されている)。

外国の法人に所有され、管理されているものを含むが、外国法人は含まない。

(b) 最小限の資本要請

(1) 最小限のレバレッジ資本要請

適当な連邦銀行監督機関は、付保預金金融機関、預金金融機関持株会社、F R B監督のノンバンク金融会社について、連結ベースで最小限のレバレッジ資本要請を設定しなければならない。このパラグラフに基づいて設定される最小限のレバレッジ資本要請は、一般に適用される資本要請を下回ってはならない。(以下省略)

(2) 最小限のリスクベース資本要請

適当な連邦銀行監督機関は、付保預金金融機関、預金金融機関持株会社、F R B監督のノンバンク金融会社について、連結ベースで最小限のリスクベース資本要請を設定しなければならない。このパラグラフに基づいて設定される最小限のリスクベース資本要請は、一般に適用される資本要請を下回ってはならない。(以下省略)

(3) 金融子会社に対する出資

本条の目的のため、金融子会社への出資は、付保預金金融機関の場合は合衆国法典5136条Aまたは預金保険法第46条(a)(2)に基づき監督ベースの資本から控除されるが、預金金融機関持株会社およびF R B監督のノンバンク金融会社は、監督上の資本から控除する必要がない。ただし、F R B監督のノンバンク

金融会社のうち、F R Bまたは第1時金融監督機関から控除を要求された場合を除く。

(4) — (6) 省 略

(7) 資本、金融システムのリスクへの対処の要請

(A) 原則

評議会の勧告に従って、第120条に基づき、連邦銀行監督当局は、付保預金金融機関、預金金融機関持株会社、F R B監督のノンバンク金融会社に適用される資本の要請を行わなければならない。この資本の要請は、これらの金融機関の活動がもたらすリスクに対処するものである。活動に従事する金融機関に対するリスクのみならず、金融機関の業績悪化、崩壊、破綻などにより他の公的および私的な利害関係者（Stakeholders）に対してもリスクが生じている。

(B) 内容

このルールは少なくとも以下のリスクに対処するものである。

- (i) 顕著な量のデリバティブ活動、証券化商品の購入・売却、金融保証の
 売買、証券の貸借、買戻契約、逆買戻契約
- (ii) 財務報告に表された価値が歴史的なコストまたは価格よりもモデルに
 基づく資産の集中
- (iii) 金融機関が予期しない事情により活動を中止せざるを得なくなった場
 合に金融市場を実質的に崩壊させる特定の活動のマーケットシェアの
 集中

第172条 保険および秩序ある清算のための検査および強制措置

(a) 保険および破綻処理のための検査

連邦預金保険法第10条（b）（3）を以下のとおり改正する。（省略）

(b) 強制措置の権限

連邦預金保険法第8条（t）を以下のとおり改正する。（省略）

(c) 解釈ルール

本法は、付保預金金融機関およびその関連会社に対する検査、強制措置についてF D I Cの現在の権限を制限・削除するものではない。

第 1 7 3 条 外国金融機関による米国金融市場へのアクセス

省略

第 1 7 4 条 持株会社の資本要請にかかる研究および報告

省略

第 1 7 5 条 国際的な政策協力

省 略

第 1 7 6 条 解釈ルール

省 略

第2編 破綻処理手続（秩序ある清算手続）

第201条 定義

- (a) (1) 管財人 (Receiver) の管理費用には、FDIC が管財人として対象金融会社の破綻処理のために必要とする費用及び負担を含む。
- (2) 連邦倒産法 (Bankruptcy Code) とは、合衆国法典タイトル 11 (Tit 11, United States Code) をいう。
- (3) ブリッジ金融会社 (Bridge financial company) とは、対象金融会社の破綻処理のため、第210条 (h) に基づき、FDICが設立した新設会社をいう。
- (4) 債権 (Claim) とは、支払いを求める権利であって、判決、清算、確定、偶発的、期限の到来、紛争、法律、平等、保証の有無により減少しない。
- (5) 会社 (Company) とは、銀行持株会社法第2条 (b) に定義する会社をいう。ただし、(11) または政府・州の出資が過半を占める会社を除く。
- (6) 裁判所 (Court) とは、コロンビア特別区連邦地方裁判所 (the United States District Court for the District of Columbia) をいう。
- (7) 対象ブローカー・デイラー (Covered broker and dealer) とは、証券取引法により登録され、または SIPC 加盟の対象金融会社をいう。
- (8) 対象金融会社 (Covered financial company) とは、第203条 (b) の決定を受けた金融会社をいう。ただし、預金金融機関を含まない。
- (9) 対象子会社 (Covered Subsidiary) とは、対象金融会社の子会社をいう。ただし、付保預金金融機関、保険会社、対象ブローカー・デイラーを除く。
- (10) 対象ブローカー・デイラーに関連する定義—顧客 (customer)、顧客名証券 (customer name securities)、顧客財産 (customer property)、純資産 (net equity) の用語は1970年証券投資家保護法による。
- (11) 金融会社 (Financial Company) とは、次に掲げる (A) — (C) をいずれも満たすものをいう。
- (A) 連邦法または州法により設立された会社
- (B) 次の (i) から (iv) のいずれかに該当する会社
- (i) 1956年銀行持株会社法第2条 (a) に定義される銀行持株会社
- (ii) FRB が監督するノンバンク金融会社

(iii) (i) (ii) 以外で、金融にあたると FRB が決定した事業または銀行持株会社法第 4 条 (k) に該当する付随的な事業に主として従事する会社

(iv) 上記 (i) — (iii) の子会社で、金融にあたると FRB が決定した事業または銀行持株会社法第 4 条 (k) に該当する付随的な事業に主として従事する会社（ただし、預金金融機関または保険会社である子会社を除く。）

(C) 農業金融法 (Farm Credit Act) に基づき監督される農業金融機関でないこと、または連邦住宅企業金融健全化法 (Federal Housing Enterprises Financial Safety and Soundness Act) に基づき監督される政府機関若しくは規制対象機関でないこと

(12) 基金 (Fund) とは、第 210 条 (n) によって設立された清算基金 (the Orderly Liquidation Fund) をいう。

(13) 保険会社 (Insurance Company) とは、次の (A) — (C) のすべてを満たすものをいう。

(A) 保険事業に従事していること

(B) 州保険監督当局の規制に従うこと

(C) 保険会社の破綻、清算、再生を規定する州法が適用されること

(14) ノンバンク金融会社 (Nonbank financial company) は、第 102 条 (a) (4) (C) の定義に従う。

(15) FRB の監督を受けるノンバンク金融会社は、第 102 条 (a) (4) (D) の定義に従う。

(16) SIPC とは、証券投資家保護機構 (the Securities Investor Protection Corporation) をいう。

(b) 定義の基準

省 略

第 202 条 司法手続 (Judicial Review)

(a) 破綻処理 (秩序ある清算) の開始

(1) 裁判所への申立

(A) 地方裁判所の手続

(i) 地方裁判所への申立

金融会社が203条(b)の基準を満たしたことにより、財務長官が203条に基づく決定を行った場合、財務長官はただちにこれをFDIC及び対象金融会社に通知しなければならない。もし対象金融機関の取締役会（または同様の機能をになう機関）が財務長官の決定に従うか同意するならば、財務長官はFDICを管財人に指名しなければならない。もし対象金融機関の取締役会がこれに従わないか同意しないならば、財務長官はコロンビア特別区連邦地方裁判所に対してFDICを管財人に指名する権限を財務長官に付与する命令を求める申立を行う。

(ii) 裁判所の命令の形式及び内容

財務長官は、すべての関連事実及び第203条(a)による推薦（提案、勧告？）を裁判所に提出しなければならない。この申立は機密扱いとする。

(iii) 決定

厳格な秘密扱いとして、事前に公表することなく、裁判所は対象金融会社に通知し反対かどうか聴取した後、対象金融会社が支払い不能（デフォルト）または支払い不能の危険がありかつ第201条(a)(11)の金融会社の定義に該当するという財務長官の決定が恣意的なものであるかどうか決定する。

(iv) 命令書の発行

裁判所は、対象金融会社が支払い不能または支払い不能の危険がありかつ第201条(a)(11)の金融会社に該当するという財務長官の決定が

(I) 恣意的でない場合、裁判所はただちに財務長官にFDICを対象金融会社の管財人として指名する権限を与える命令書を発行する。

(II) 恣意的である場合、裁判所はただちに、その決定の理由を示した書面を送付し、(i)に従って申立を訂正し再提出するよう求める。

(v) 法による申立の許可

裁判所が申立を受理してから24時間以内に決定を行わない場合は、

(I) 申立は法の規定により許可される。

(Ⅱ) 財務長官はFDICを管財人に指名する。

(Ⅲ) この法律に基づく清算が、あらたな通知または行為なしに、ただちに開始する。FDICはこの法律によって与えられた権限によるすべての行為を行うことができる。

(B) 決定の効果

サブパラグラフ(A)に基づく裁判所の決定は最終的であり、パラグラフ(2)に従ってのみ控訴することができる。サブパラグラフ(A)の手続の結果、裁判所は決定の理由を陳述した記録をただちに作り、その写しを財務長官及び対象金融会社に提供しなければならない。

(C) 刑事罰

第203条(b)に基づく財務長官の決定またはサブパラグラフ(A)に基づく財務長官の申立もしくは(A)に基づく裁判所の手続の未定の状態を、正当な理由なく開示した者は、25万ドルの罰金または(および)5年超の禁固に処せられる。

(2) 地方裁判所の決定に対する控訴

(A) 控訴裁判所への控訴

(i) 原則

(ii) 項に従って、コロンビア特別区巡回控連邦訴裁判所は、財務長官の、または取締役会を経た対象金融会社の、コロンビア特別区地方裁判所の決定に対する控訴を管轄する。(以下省略。)

(ii) 裁判管轄

控訴裁判所は、対象金融会社が財務長官によるパラグラフ(1)(A)の管財人の指名に従わないか同意しない場合に限り、対象金融会社の控訴を管轄することができる。

(iii) 迅速な審理

控訴裁判所は、このサブパラグラフによる控訴について、迅速な裁判に配慮しなければならない。

(iv) 審理の範囲

このサブパラグラフにおける控訴の範囲は、対象金融会社が支払い不能または支払い不能のおそれがあること、または、対象金融会社が第20

1 条 (a) (11) の定義を満たすことについての財務長官の決定が恣意的かどうかに限定される。

(B) 連邦最高裁判所への上告

(i) 原則

サブパラグラフ (A) に基づく控訴裁判所の決定に対する移送の申し立ては、財務長官から、または対象金融会社から第 210 条 (a) (1) (A) (i) にかかわらず取締役会を通して、合衆国連邦最高裁判所に対して、控訴裁判所の決定から 30 日以内に行うことができる。最高裁判所は、このような決定について、自由裁量による管轄権をもっている。

(ii) 声明書

(i) 項に基づく申立が行われる場合、控訴裁判所はただちに決定の理由を記載した声明書を記録として提出する。

(iii) 迅速な審理

最高裁判所は、このサブパラグラフによる申立について、迅速な裁判に配慮しなければならない。

(iv) 審理の範囲

このサブパラグラフによる最高裁判所の審理の範囲は、対象金融会社が支払い不能または支払い不能のおそれがあること、または、対象金融機関が第 201 条 (a) (11) の金融会社の定義を満たすことについての財務長官の決定が恣意的かどうかに限定される。

(b) 規則・手続の制定および伝達

(1) 原則

この法律の施行日から 6 ヶ月以内に、裁判所は秩序立った手続行為のために必要な規則および手続を制定する。これらにはサブセクション (a) (1) に基づく 24 時間の期限と財務長官が申立を訂正、再提出することを保障する規則および手続が含まれる。

(2) 規則の公布

規則および手続は、パラグラフ (1) にしたがって制定され、また必要があれば訂正された上で記録され、以下へ送付される。

(A) 上院法務委員会

(B) 上院銀行住宅都市委員会

(C) 下院法務委員会

(D) 下院金融サービス委員会

(c) 金融会社に適用される条項

(1) 連邦倒産法 (Bankruptcy Code)

F D I Cが管財人に指名された対象金融会社に該当しない金融会社に対しては、このサブセクションに定められたこと以外に連邦倒産法の規定および規則が適用される。さもない限り、この法律（および連邦倒産法）の規定が適用されずに、適用可能な倒産関連法（applicable insolvency law）が適用される。

(2) 第2編—破綻処理手続 (Orderly Liquidation Authority)

本法第2編（破綻処理手続）の規定は、F D I Cが管財人に指名された対象金融会社のすべての関連事項に独占的に適用され、連邦破産法および同規則の規定はこの第2編で例外とされる場合を除いて適用されない。

(d) 期限および管財人の権限

(1) 基本となる期限

このセクションによるF D I Cの管財人への指名は、指名の日から3年間で終了する。

(2) 期限の延長

上記(1)による期限は、F D I C総裁が以下の理由で管財人の継続が必要であると決定し、上院銀行住宅都市委員会および下院金融サービス委員会に対して書面で証明した場合、F D I Cにより1年間までの延長が認められる。

(A) (i) 対象金融会社の資産の売却その他の処分による利益のネットの現在価値を最大化するため

(ii) 対象金融会社の資産の売却その他の処分による損失の金額を最小化するため

(B) 米国の金融システムの安定を守るため

(3) 二回目の期限の延長

(A) 原則

パラグラフ(2)により延長されたこのサブセクションの期限は、F D I C総裁が財務長官の同意のもとにパラグラフ(2)に記載された証明書を提出

することにより、1年間までの延長が認められる。

(B) 追加報告

F D I Cは、サブパラグラフ (A) による延長の開始から30日以内に、上院銀行住宅都市委員会および下院金融サービス委員会に対して、延長の必要性および2回目の延長が終了するまでの管財人業務を決定するためのF D I Cの特別計画を記載した報告を提出しなければならない。

(4) 進行中の訴訟

パラグラフ (3) により延長されたこのサブセクション (2) の期限は、F D I Cが管財人として当事者となっている進行中の訴訟を終了させる目的によるため、F D I Cの管財人としての指名が訴訟の終了の日後90日以内に終了するという条件で、以下の場合にさらに延長が認められる。(以下省略)

(5) 規則

F D I Cは第2編に基づき、管財人業務を終了させるための規則を制定することができる。

(6) 負債

F D I Cおよび預金保険基金は、管財人業務が終了した後、管財人業務によって生じた未整理の請求権に対して責任を負わない。

(e) 金融会社の破産および秩序ある清算手続についての研究

(省 略)

(f) 金融会社の倒産手続に関する国際協力についての研究

(省 略)

(g) 連邦機関による早期是正措置の実施についての研究

(省 略)

第203条 システミックリスクの決定

(a) 書面による推薦および決定

(1) 投票

(A) 原則

F D I CおよびF R Bは、自己の意思または財務長官の要求により、財務長官が金融会社の管財人にF D I Cを指名すべきかどうかという点に関して、

パラグラフ（２）で述べる書面による推薦を行うかどうか考慮する。この推薦は、F R B理事会の３分の２以上の賛成、F D I C理事会の３分の２以上の賛成により決定される。

（B）ブローカー・デイラーが含まれる場合

ブローカー・デイラーの場合、すなわち（直前の四半期末の資産で量って）アメリカで最大の金融子会社がブローカー、デイラーである場合、S E CおよびF R Bは、財務長官の要求または自身の判断により、金融会社についてパラグラフ（２）で述べた書面による推薦を行うかどうかの考慮を行う。パラグラフ（２）の要求に従って、この推薦にはF R B理事会の３分の２以上の賛成による表決とS E C委員会の３分の２以上の賛成による同意、およびF D I Cとの協議が必要である。

（C）保険会社が含まれる場合

保険会社の場合、すなわち（直前の四半期末資産で量って）アメリカで最大の金融子会社が保険会社である場合、連邦保険局長とF R B理事会は、財務長官の要求または自らの判断により、金融会社についてパラグラフ（２）で述べた書面による推薦を行うかどうかの考慮を行う。パラグラフ（２）の要求に従って、F R B理事会の３分の２以上の賛成により決定され、連邦保険局長官の承認とF D I Cとの協議が必要である。

（２）推薦

パラグラフ（１）に従って、書面による推薦は以下のものを含まなければならない。

- （A）金融会社が支払い不能または支払い不能のおそれがあるかどうかの評価
- （B）金融会社の支払い不能がアメリカの金融の安定に与える影響の記述
- （C）金融会社の支払い不能が、低所得者、マイノリティ、恵まれないコミュニティの経済状況、金融安定に与える影響の記述
- （D）金融会社に対して本法第２編のもとでとられる行為の種類と範囲についての推薦
- （E）金融会社の支払い不能を避けるための民間部門の代替措置の可能性の評価
- （F）連邦破産法の適用が金融会社に不適當であることの評価
- （G）金融会社の債権者、取引先、株主、その他市場参加者への影響の評価

(H) 当該会社が第 201 条の金融会社の定義を満たすかどうかの評価

(b) 財務長官による決定

連邦法または州法の条項にかかわらず、財務長官は第 202 条 (a) (1) (A) にしたがって、サブセクション (a) による書面の推薦に基づき、大統領と協議のうえで次の決定を行うことができる。

- (1) 金融会社が支払い不能であることまたは支払い不能のおそれがあること
- (2) 他の連邦法または州法の適用による金融会社の破綻及びその処理が米国の金融の安定に重大な悪影響を与えること
- (3) 金融会社の支払い不能を避けるために民間部門による代替措置が利用可能でないこと
- (4) 本法第 2 編のもとで取られた行動の結果が適当であり、本法第 2 編のもとで取られた措置が米国における金融の安定をもたらした結果として、金融会社の債権者、取引先、株主、その他の市場参加者の請求または利益への影響
- (5) 金融システムに対する潜在的な悪影響を減少させる措置の効率性、財務省一般基金にかかる費用、金融会社の債権者、取引先および株主の側の過度のリスクテイクを増大させる可能性を考慮にいたした上で、第 204 条に基づいてそのような悪影響を回避または減少させる措置
- (6) 連邦監督当局が金融会社に対して連邦規則に従ってすべての兌換可能な負債を兌換させる（支払う？）ように命じること
- (7) 会社が第 201 条の金融会社の定義を満たすこと

(c) 文書化およびレビュー

(1) 原則

財務長官は、サブセクション (b) による決定を文書化するとともに、パラグラフ (2) によるレビューを行うためにこれを管理保管し、また、その決定を対象金融会社および F D I C に通知する。

(2) 議会への報告

F D I C が対象金融会社の管財人に指名されてから 24 時間以内に、財務長官はサブセクション (a) および (b) による推薦および決定の文書を、上院の多数派リーダー、少数派リーダーおよび議長、下院の多数派リーダー、少数派リーダーおよび議長、上院銀行住宅都市問題委員会、下院金融サービス委員会の送付しな

ければならない。(以下省略)

(3) 議会への報告および公表

(A) 原則

F D I Cが対象金融会社の管財人に指名されてから60日以内に、F D I Cは報告を上院銀行住宅都市問題委員会および下院金融サービス委員会に提出しなければならない。(以下省略)

(B) 改定

(省略)

(C) 議会証言

(省略)

(4) 支払い不能および支払い不能のおそれ

本法第2編の目的のため、金融会社は以下の場合に支払い不能(default)または支払い不能のおそれ(in danger of default)とみなされ、サブセクション(b)にしたがって決定される。

(A) 連邦破産法のもとで、金融会社に対する訴訟が行われ、またはまさに行われようとしている場合

(B) 金融会社が、すべての資本を消耗または実質的に消耗する損失を被りまたは被ろうとしている場合であって、そのような消耗を避ける合理的な見通しがない場合

(C) 金融会社の資産が債権者等に対する債務を下回り、または下回ろうとしている場合

(D) 金融会社が通常の事業活動において支払い不能またはそのおそれがある場合

(5) 会計検査院(GAO)によるレビュー

(省略)

(d) F D I Cの政策および手続

本法第2編が施行された日からできる限り早期に、F D I Cは204条(d)、210条(h)(2)(G)(iv)、210条(h)(9)による基金の使用およびその条件も含めて、この法律を実施するためにF D I Cが利用可能な基金の使用を監督する財務長官の承認が得られるような政策および手続を制定しなければならない。

(e) 保険会社および保険子会社の取扱い

(1) 原則

サブセクション(b)にかかわらず、保険会社、保険子会社または保険関連会社が対象金融会社である場合、これらの会社の破産、再生は、パラグラフ(2)による例外はなく、適当な州法にしたがって行われる。

(2) 子会社、関連会社の例外

パラグラフ(1)の要求は、保険会社の子会社または関連会社であって自身保険会社でないものについて適用されない。

(3) 支援機関

パラグラフ(1)にもかかわらず、パラグラフ(1)に記述された対象金融会社について、第202条(a)による決定が行われた日から60日たっても適当な監督機関がこの会社を州法の規定にしたがって清算手続に入るため適当な州裁判所に提訴しないときは、FDICは適当な監督機関としての権限をもつものとされ、適当な州裁判所に提訴して法的手続を進めることができる。

第204条 対象金融会社の破綻処理(秩序ある清算)

(a) 破綻処理の目的

本法第2編の目的は、米国の金融の安定にとって重大なリスクをもたらす金融会社の破綻処理を、そのようなリスクを減少させ、かつ、モラルハザードを最小化する方法によって行うために、必要な権限を定めるものである。この法律によって提供される権限は、以下の目的を最も満足させる方法で行わなければならない。

(1) 債権者および株主は、金融会社のすべての損失を負担しなければならない。

(2) 金融会社のこのような状況に責任のある経営者は、その地位を維持することができない。

(3) FDICおよび関係省庁・機関は、経営者、取締役、第三当事者も含めた金融会社の状況に責任を持つすべての当事者に損害賠償、現状回復、補償による埋め合わせその他その責任に応じた損失を負担させることを確実にするために必要かつ適当なすべての手段をとることができる。

(b) 管財人としてのFDIC

第202条に基づく指名によって、FDICは対象金融会社の管財人（receiver）として行動し、そのすべての権利と義務はこの法律に規定される。

(c) 協議

FDICは、管財人として、

- (1) 対象金融会社の秩序ある清算のため、対象金融会社および対象子会社の一次的金融監督機関と協議する。
- (2) 第210条(a)(1)(B)(v)または(a)(1)(L)に基づいて、秩序ある清算過程においてFDICに情報と助力をもたらす適当な外部の専門家のサービスを獲得し相談すること
- (3) 一次的金融監督機関および、対象金融子会社ではない対象金融会社の子会社の監督機関と協議し、このような破綻した子会社の取扱いについてこれらの監督当局と協力して当該子会社の分離された破綻処理を適当な他の政府機関に行わせる。
- (4) FDICが管財人に指名された対象金融会社が証券取引所法第15条(b)により登録されたブローカー・ディーラーであり、証券投資者保護機構に加盟している場合、管財人は、対象金融会社の顧客勘定を顧客の同意なしで、管財人であるFDICによって設立されたブリッジ金融会社に移転するかどうかをSECおよび証券投資者保護機構と協議する。

(d) 秩序ある清算のための基金

対象金融会社の管財人に指名されると、その後FDICは管財人として第206条で決められた条件に従い、また第210条(n)(9)に記述された計画に従えば、対象会社の秩序ある清算のための資金をその必要性、妥当性について自由裁量で決めることができる。このサブセクションのもとでFDICにより供給されたすべての資金は、以下のように使用され、第210条(b)(1)のサブパラグラフ(A)(B)による請求に優先権が与えられる。

- (1) 対象金融会社または対象子会社に対し、ローンを供給し、債務証券を購入する場合
- (2) 対象金融会社または対象子会社から、直接にまたはFDICが設立した機関を通じて、資産上の損失を購入し、または保証すること
- (3) 対象金融会社または対象子会社の債務を第三者に対して引き受けまたは保証すること

- (4) 対象金融会社または対象子会社の一部または全部の資産の上に先取特権を有するとき、抵当に入っていない資産に第一順位の先取特権を有するときも含めて、このサブセクションのもとで行われた取引の支払いを保証する。
- (5) 対象金融会社および対象子会社のすべてのまたは一部の資産、負債、債務の売却または移転
- (6) 第210条のサブセクション (b) (4)、(d) (4) および (h) (5) (E) に基づく支払い

第205条 対象ブローカー・デューラーの清算

(a) SIPCの信託管理人指名

(1) 指名

FDICが対象ブローカー・デューラーの管財人として指名されると、FDICはただちに裁判所の承認無しで証券投資家保護基金（以下「SIPC」という。）を1970年証券投資家保護法のカバーするブローカー・デューラーの信託管理人に指名する。

(2) SIPCの措置

- (A) 裁判所への申立
- (B) SIPCによる管理
- (C) 手続開始日
- (D) 債権額の決定

(b) SIPCの権限と義務

(c) 裁判所の権限の制限

(d) 管財人としてのFDICの行動

(e) – (g) 省略

第206条 破綻手続におけるFDICの権限

第2編に基づき、FDICは以下の行動をとる。

- (1) 米国の金融の安定という目的のために必要な措置を決定することとし、対象金融会社の存続を目的としてはならない。
- (2) 対象金融会社の株主は、他のすべての債権および基金が全額支払われるまで、

配当を受け取ることができない。

(3) 保証されていない債権者は第210条の条項による債権の優先度にしたがって、損失を負担する。

(4) 対象金融会社の破綻の状態に責任のある経営者は、排除される。

(5) 対象金融会社の破綻の状態に責任のある取締役会のメンバーは排除される。

(6) 対象金融会社または対象子会社の株主になったり、株式から利益を得てはならない。

第207条 管財人の選任により責任を負わなくなった取締役

対象金融会社の取締役会（または類似の機関）の構成員は、第203条に基づき管財人にFDICが任命されたことに誠実に従うこととし、株主または債権者に対して責任を負ってはならない。

第208条 他の機関のアクションの却下、除外

第202条によりFDICが対象金融会社の管財人に指名され、第205条によりSIPCが対象金融会社の信託管理人に指名されたとき、それまですすめられてきた連邦破産法による手続、訴訟はすべて廃止、却下される。

(以下省略)

第209条 規則の制定

FDICは、評議会と協議し、本法第2編の実施に必要な規則を制定する。(以下省略)

第210条 FDICの権限および義務

(a) 権力と権限

(1) 一般的権力

(A) 対象金融会社の承継者

FDICは、第2編のもとで対象金融会社の管財人に指名されると、以下のものを引き継ぐ。

(i) 対象金融会社およびその資産並びにその株主、構成員、執行役員または取締役のすべての権利、権限、権力、特権

- (ii) 以前の管財人、法的受託者が管理していた帳簿、記録および資産に対する権限

(B) 清算期間における対象金融会社の業務

F D I Cは、対象金融会社の管財人として、以下を行うことができる。

- (i) 対象金融会社の資産を引継ぎ、当該会社の構成員または株主、取締役および執行役員に対する全権を掌握して会社の運営を行い、すべての営業 (business) を行う
- (ii) 対象金融会社のすべての債権を回収する
- (iii) 対象金融会社の名の下に当該会社のすべての機能を働かせる
- (iv) 秩序ある清算の過程で資産価値が最大となるように、対象金融会社の資産および財産を管理する
- (v) F D I Cが管財人として機能、活動、行動または義務を実行するにあたり、契約に基づき援助を提供する

(C) 対象金融会社の執行役員、取締役、株主の機能

F D I Cは、第2編に基づいて管財人に指名された対象金融会社の構成員または株主、取締役執行役員による機能を執行する。

(D) 管財人としての権力

F D I Cは、対象会社の管財人 (receiver) として、すべての資産を引き継ぐとともに、これを清算するため、資産の譲渡などにより、暫時規模を縮小していく。自ら設立したブリッジ金融会社に資産、営業の譲渡をすることもできる。

(E) 対象子会社の取扱い

(i) 原則

第202条により対象金融会社の管財人に指名された場合、次の3要件を満たす場合に、F D I Cは自らその子会社の管財人になることができる。

- (I) 対象子会社がデフォルトまたはデフォルトのおそれがある。
- (II) この行為が米国の金融安定または経済状況に対する重大な悪影響を避けるまたはリスクを減少させる。
- (III) この行為が対象金融会社の秩序ある清算に役立つ。

(ii) 対象金融会社の取扱い

(i) により、FDICが対象金融会社の子会社である対象子会社の管財人に指名されたとき、対象子会社は以後この法律では対象金融会社とみなされる。また、FDICは以後対象子会社に対して、対象金融会社に対すると同様に、すべての権限をもつことになる。

(F) ブリッジ会社の創設

FDICは、対象金融機関の管財人として、サブセクション (h) にしたがって、ブリッジ金融会社を設立することができる。

(G) 合併；資産負債の移転

(i) 原則

(ii) 項および (iii) 項にしたがって、FDICは対象金融会社の管財人として、以下を行う。

(I) 対象金融会社を他の会社と合併させる

(II) 対象金融会社の資産/負債を、顧客の承認、同意なしで移転させること

(ii) 連邦当局の承認；反トラスト法

(省略)

(iii) 相殺

本法第2編の他の条項にしたがって、ブリッジ金融会社を含む管財人からの資産の譲渡先は、他の（倒産法以外の）法律による譲渡先の資産にかかる権利よりも優越する権利・要求に従わなければならない。

(H) 有効な債務の支払い

FDICは、対象金融会社の管財人として、基金の可能な範囲で、FDICが管財人として指名された時点で履行期にある対象金融会社のすべての有効な債務を本法第2編の処方箋および制限にしたがって支払う

(I) 倒産法以外の法律の適用

本法第2編に規定のある場合を除いて、倒産法以外の法令の適用は、法令により倒産以外の選択がなされた場合、さもなければ係争中の請求権、権利、権原、個人または法人に適用される。

(J) 召喚の権限

(i) 原則

F D I Cは、対象金融会社の管財人として、対象金融会社についての権力、権限または義務を実行するため（・・・を含む）、あたかもF D I Cが対象金融会社の連邦監督当局のように、そして対象金融会社が預金金融機関であるかのように、預金保険法第8条（n）により設定された権限を行使することができる。

(ii) 解釈のルール

このサブパラグラフは、F D I Cが（i）項またはその他の条文に記述された権限の行使を制限するものと解釈してはならない。

(K) 付随的な権力

F D I Cは、対象金融機関の管財人として、すべての権力と権限、特にこの法律によって管財人に認められた権限を行使することができる。また、このような付随的権力は、この法律のもとでこのような権力を実行する必要があるものである。

(L) 民間部門の利用

対象金融会社の管理責任および資産の処分を実行するに当たって、F D I Cは対象金融会社の管理人として、不動産の管理、ローンのポートフォリオ・資産の管理、財産の管理、オークション、法律事務、ブローカー業務を含めて、それらの業務について民間部門の活用が可能ならば、私人の民間サービスを利用することができる。F D I Cはこのような民間サービスの使用が実務的であり、効率的、コスト効果的であることを確認する。

(M) 対象金融会社の株主および債権者

他の法律の条項にかかわらず、F D I Cはこの法律の適用の結果、対象金融機関の管財人として、サブパラグラフ（A）で述べた権利、権原、権力および特権を引継ぎ、また対象金融会社の株主および債権者が対象金融会社の資産に対して保持していたすべての権利および請求権を消滅させる。すなわち、F D I Cは、対象金融会社の株主または債権者がこの法律によって認められた支払い、清算、その他請求権を満足させる権利を除いて、株主または債権者の地位を超越する。F D I Cは、本条における請求権の優先度と一致させた形で、株主と保証されない債権者が損失を負担しなければならないことを

確認する。

(N) 外国当局との協力

F D I C は、対象金融会社の管財人として、米国以外の国で資産を保持し業務を行っている対象金融会社の秩序ある清算について、適当な外国金融当局と可能な限り最大限の協力を行う。

(O) 移転の制限

(i) 移転する勘定の選択

F D I C が対象ブローカー・デイラーについて 1 以上のブリッジ金融会社を設立したら、F D I C は対象ブローカー・デイラーのすべての顧客勘定とそれに関連する顧客名のすべての証券および財産を、ブリッジ金融会社の 1 つに移転する。ただし、F D I C が S E C および S I P C と協議した後、以下の決定を行った場合を除く。

(I) 顧客勘定、顧客名証券および顧客財産がすみやかに、S I P C のメンバーであり、1934 年証券取引所法に基づき S E C に登録された他のブローカー・デイラーに移転される

(II) ブリッジ金融会社への勘定の移転が、米国の金融の安定または経済状態に対する重大な悪影響を避けまたは減少させる F D I C の能力を著しく妨げる

(ii) 財産の移転

対象ブローカー・デイラーの清算のための信託管理人である S I P C および（監督官庁である）S E C は、F D I C が上記の移転を実施するために必要なすべての援助を提供する。

(iii) 顧客の同意および裁判所の承認の不要

この条文にしたがって、顧客の勘定とこれに関連する顧客名の証券、顧客の財産をブリッジ金融会社の顧客の勘定へ移転する場合に、顧客の同意も裁判所の承認も不要である。

(iv) S I P C の通知および情報の共有

F D I C は、顧客勘定、関連顧客名の証券、ブリッジ金融会社へ移転された顧客の財産を S I P C のために同一視する。（以下省略）

(2) 債権の決定

(A) 原則

F D I Cは、対象金融会社の管財人として、債権金額について（議会に対して）第203条（c）（3）に基づく報告をしなければならない。このサブセクションのパラグラフ（4）に従って、F D I Cは対象金融会社の管財人として、このサブセクションおよび第209条に記載された規則の要請に従って債権額を決定しなければならない。

(B) 通知

F D I Cは、対象金融会社の管財人として、対象金融会社の清算または事務の縮小整理にかかわり、

（i）対象金融会社の債権者に対して迅速に通知を公表し、その日から90日以降の通知に特定された日までに、債権額を示す通知を証明書とともに管財人に提出させる。

（ii）（i）に基づき、公表の日から1ヵ月後および2ヵ月後にそれぞれ再公表する。

(C) 郵送

F D I Cは、管財人として、サブパラグラフ（B）の（i）（ii）により公表された通知と同様のものを、公表と同時に対象金融会社の帳簿および記録に記載された債権者に郵送しなければならない。（以下省略）

(3) 債権の整理手続

(A) 決定期間

(i) 原則

対象金融会社に対する債権の届出が管財人であるF D I Cに提出された日または（ii）項により合意された日から180日以内に、F D I Cは請求者に対して、サブパラグラフ（B）（C）（D）に従って、承認または不承認を通知しなければならない。

(ii) 期間の延長

対象金融会社に対する請求が管財人であるF D I Cに提出された日から180日以内に、F D I Cと請求者の間で書面による合意がなされた場合は、（i）による期間を延長することができる。（以下省略）

(iii) 郵送の効果

請求にかかる決定の通知を請求者の最後の住所に郵送した場合、(i) の要請は満たされたものとみなされる。《以下省略》

(iv) 不承認の通知

管財人である F D I C が (i) の請求を不承認とする場合には、その通知の中で不承認とした理由およびパラグラフ (4) の手続を示さなければならない。

(B) — (E) 省 略

(4) 債権の法的決定

(A) 原則

サブパラグラフ (B) に従って、債権者は対象金融会社の本部を管轄する地方裁判所に訴訟を提起することができる。

(B) 期限

サブパラグラフ (A) の請求は、次のうちのいずれか早い時点から 60 日以内に提訴しなければならない。

(i) F D I C が管財人となった対象金融会社に対する請求について、パラグラフ (3) (A) (i) に記載された期間 ((3) (A) (ii) により延長された場合はその期間) の終了日

(ii) パラグラフ (3) (A) (i) の請求について、不承認の通知がなされた日

(C) 法令による制限

他の債権者がサブパラグラフ (B) に記載された期限の終了よりも前に同じ請求について敗訴した場合、請求は最終的に不承認されたとみなされ、さらに訴訟を提起することはできない。

(5) 債権の迅速な決定

(A) 要求される手続

F D I C は、パラグラフ (3) の手続のほか、以下の申立を行うすべての債権者のために、迅速な救済手続きを設けなければならない。

(i) F D I C が管財人に就任した時点で対象金融会社の資産に法的に有効で

強制力のある担保を保有している

(ii) (3) の手続によれば、回復できない損害が発生すると見込まれる

(B) 決定期間

サブパラグラフ (A) の手続に従って要求された日から起算して 90 日以内に、F D I C は請求について次の (i) または (ii) を決定して通知する。不承認の場合はその理由と救済のための司法手続を示さなければならない。

(i) 承認または不承認とする。

(ii) パラグラフ (3) の手続による。

(C) 訴訟の提起または更新の期間

迅速な救済を要求する請求者は、次の時点よりも早く訴訟の提起（または訴訟の継続）が認められる。

(i) 迅速な救済の要求を行った日からから 90 日以内の最終日

(ii) F D I C が請求の全部または一部を否認した日

(D) – (E) 省 略

(6) 管財人との利益相反協定

省 略

(7) 債権に対する支払い

(A) 原則

F D I C は、サブパラグラフ (B) に従って、管財人としてその裁量により基金が利用可能な範囲で、また本条により認められた以下の方法および金額で、債権者の請求に対して支払うことができる。

(i) 管財人が許可したもの

(ii) パラグラフ (3) または (5) に従った最終決定で管財人が認めたものの

(iii) 適格な裁判管轄による裁判所の最終判決により決定されたもの

(B) 支払いの限度

債権者は、サブセクション (d) パラグラフ (2) (3) により債権者が受け取る権限のある金額よりも少ない金額を受け取ることとする。

(C) 配当支払いの要請

F D I Cは管財人として、本条により認められた範囲で裁量により、証明された債権に対する配当をいつでも支払うことができる。(以下省略)

(D) F D I Cによる規則の制定

(8) 訴訟の中断

(A) 原則

F D I Cが対象金融会社の管財人に任命されると、F D I Cは対象金融会社を当事者とする訴訟行為または訴訟手続について90日を越えない範囲で停止を要求することができる。

(B) すべての裁判所における停止の許可

サブパラグラフ(A)に基づく要求を受けて、すべての当事者について裁判手続の停止を許可しなければならない。

(9) — (16) 省略

(b) 優先費用および担保のない債権

(1) 原則

対象金融会社に対する担保のない債権は、F D I Cがこのセクションに基づき対象金融会社の管財人として、以下の点にプライオリティを有する。

(A) 管財人の管理費用

(B) 米国政府の負担する金額、ただし米国政府が同意しない場合であってもよい

(C) 休暇手当、解雇手当または病気休業手当を含む個人により稼得された賃金、給与または報酬(サブパラグラフ(G)に記載されたものを除く)。ただし、F D I Cが管財人に指名されてから180日以内であって、1人当たり11,725ドルを上限とする。

(D) — (H) 省略

(2) 管財人終了後の優先借り入れ

F D I Cが、対象金融会社の管財人として、民間資金を財源として保証のついた借り入れをすることができない場合、管財人としてのF D I Cはパラグラフ(1)

(A) に基づき他に優先する管財人の管理費用として対象金融期間一部の借り入れまたは負債の負担をすることができる。

(3) 米国政府の債権

米国政府の担保のない債権は、少なくとも正規の資本として計算される対象金融会社の債務よりも高い優先度を有する。

(4) 同様な地位の債権者

パラグラフ (1) により同等の地位にある対象金融会社のすべての債権者は、以下のとおり F D I C がこのサブセクションに適合しない行動をとる場合 (サブセクション (o) (1) (D) (i) に基づく支払いを行う場合を含む。) を除いて、同様の方法で取り扱われなければならない。

(A) F D I C が以下の行動を適当と判断した場合

- (i) 対象金融会社の資産の価値を最大にすること
- (ii) 管財人業務またはブリッジ金融会社業務開始または継続に必要なこと
- (iii) 対象金融会社の資産の売却その他の処分による利益の現在価値を最大にすること
- (iv) 対象金融会社の資産の売却その他の処分による実現損失の金額を最小にすること

(B) パラグラフ (1) により同等の地位にあるすべての債権者は、サブセクション (d) パラグラフ (2) (3) において提供される金額以上の金額を受け取る。

(5) 担保付債権への非影響

このセクション (本条) は、対象金融会社の保有する資産または財産について、担保付債権または担保の権原について影響を与えてはならない。ただし、担保が債権を十分に満足させない場合または担保による実現金額と債権の金額に相異がある場合は、その限りにおいて例外とする。

(6) S I P C 参加者の清算における優先費用と保証されない債権

省 略

(c) 管財人指名の前に締結された契約条項の取扱い

(1) 契約を拒否する権利（否認権）

F D I Cは、通常の管財人としてのすべての権限に加えて、対象金融会社の管財人として、対象金融会社が当事者の一方である場合に、合理的な裁量の範囲ですべての契約、リースを否認、拒絶することができる。

(2) — (19) 省 略

(d) 破綻債権の評価

(1) 原則

他の連邦法または州法にかかわらず、またF D I Cが対象金融会社に用いた方法にかかわらず、サブセクション (h) による取引も含めて、このサブセクションが対象金融会社の債権者の権利に適用される。

(2) 最大債務

F D I Cが対象金融会社の管財人として活動している場合に、F D I Cが個々の債権者に対して負担する債務の最大金額は、以下の場合に債権者が受け取る金額に等しい。

(A) F D I Cが対象金融会社の管財人に指名されなかった場合で、かつ、

(B) 対象金融会社が連邦倒産法第7章、または対象金融融会社に適用される州の類似の倒産法のもとで清算された場合

(3) S I P Cによる特別清算規定

F D I Cが対象ブローカー・デイラーの管財人として活動している場合、F D I Cが対象ブローカー・デイラーの顧客に対してその財産に関して負担する債務の最大金額は、

(A) 顧客がその財産について、1970年投資家保護法によりS I P Cから支払いを受ける金額に等しく、かつ、

(B) F D I Cが管財人に指名された日に対象ブローカー・デイラーの業務が廃止されたものとして決定されたものとする

(4) 追加的支払い権限

(A) 原則

サブセクション (o) (1) (D) (i) に従って、FDIC は財務長官の承認を受けて、FDIC がこのような支払いが本条に基づく対象金融会社の秩序ある清算について、管財人としての FDIC の損失を最小化するために必要または適当であると判断した場合、請求者に対し追加の支払いを行うことができる。

(B) 制限

(i) 禁止

FDIC は、債権者に対し、FDIC を満足させる金額であっても債権の額面金額を上回る金額を支払ってはならない。

(ii) 責任

他の連邦法または州法ないし州憲法の規定にかかわらず、サブパラグラフ (A) に基づく支払いが行われた結果として、またサブパラグラフ (A) に記載された金額が計上された結果として、FDIC は他の債権者に支払いを行ってはならない。

(C) 支払いの方法

FDIC は、サブパラグラフ (A) に基づき直接請求者に支払うか負債計上する。また、FDIC はこの支払いを対象金融会社やブリッジ金融会社に対して行い、他の会社による債務引受を勧誘する。

(e) 裁判所の制限

(f) 破綻金融会社の役員・職員の責任

(g) 損害

(h) ブリッジ金融会社

(1) 組織

(A) 目的

FDIC は、1 もしくは複数の対象金融会社の管財人として、または 1 もしくは複数の対象金融会社の管財人に指名されることを予想して、このサブセ

クションに従って1もしくは複数のブリッジ金融会社を形成することができる。

(B) 権限

対象金融会社に関するサブパラグラフ (A) に基づいてブリッジ金融会社を創設する場合、当該ブリッジ金融会社の業務は以下のとおり。

- (i) F D I C が裁量で適当と判断した当該対象金融会社の負債（信託、保護預かりに係る負債を含み、規則により資本とみなされる負債を除く）を引き受ける
- (ii) F D I C が裁量で適当と判断した当該対象金融会社の資産（信託、保護預かりに係る資産を含む）を購入する
- (iii) F D I C が本条に従って裁量で決定した、その他の一時的機能を実施する

(2) 免許および設立

(A) 設立

パラグラフ (H) に規定されるように対象金融会社が対象ブローカー・ディーラーである場合を除き、F D I C は対象金融会社の管財人として、1または複数のブリッジ金融会社の定款の承認と連邦免許を受けることができる。ブリッジ金融会社は、これらの免許、定款および本条に基づいて設立される。

(B) 経営管理

ブリッジ金融会社は、設立されるとF D I Cに指名された取締役会による経営管理が行われなければならない。

(C) 定款

ブリッジ金融会社の定款および設立証明書はF D I Cが規定した条件に従い、F D I Cの指名する代表によって執行される。

(D) 免許の条件；権利と特権

このサブセクションの規定に従って、F D I Cは

- (i) ブリッジ金融会社の免許の条件、免許に基づく権利、権力および権限を決定し、
- (ii) ブリッジ金融会社の企業統治、経営管理（会社の内規、取締役会の取締役の数を含む）および業務運営の条件を決定、提供する

(E) 対象金融会社の権利および特権の移転

(i) 原則

ブリッジ金融会社が設立された場合、他の連邦法または州法にかかわらず、FDICはブリッジ金融会社が対象金融会社の権利、権力、権限あるいは特権を引き継ぎまたは引き受けることを決定しなければならない。FDICのこの決定によって、ブリッジ金融会社はただちに法律的にこれらの権利、権力、権限および特権を引き継ぎ、引き受けることとなる。

(ii) 承認なしで有効

(i) またはその他の規定に基づくブリッジ金融会社による対象金融会社の権利、権力、権限または特権の引継ぎまたは引受けは、さらにこれに関連する連邦法または州法による承認、割り当て、同意なしで有効である。

(F) コーポレートガバナンス、法的主体の決定、指名

FDICに許可された範囲で、また本条その他の規則またはFDICの訓令と矛盾しない範囲で、ブリッジ金融会社はコーポレートガバナンスに沿って執行および手続を決定することができる。(以下省略)

(G) 資本

(i) 資本の不要

他の連邦法または州法の規定にかかわらず、ブリッジ金融会社はFDICの許可があれば、資本金または剰余金なしで業務を行うことができる。このような資本金または剰余金は、FDICが最良で適当な水準に決定することができる。

(ii) 出資等の不要

FDICはブリッジ金融会社に対する出資を要求されることがなく、このサブセクションにより設立されたブリッジ金融会社のために増資を行うことを要求されない。

(iii) 権限

FDICがそのような措置が賢明であると判断した場合、FDICはブリッジ金融会社の資本株式および他の証券を取得する。これらの金額、

条件はFDICの裁量で決定される。

(iv) 資本に代わる基金の運営と実施計画

ブリッジ金融会社を形成すると、その後FDICは裁量でその必要性、妥当性を決定することができる。FDICはブリッジ金融会社がサブセクション (n) (9) に記載された計画に従ってブリッジ金融会社の運営のため資本に代わる資金を調達することができる。

(H) ブリッジブローカー・ディーラー

省略

(3) 対象金融会社の資産および義務

パラグラフ (1) (2) または他の法律の条項にもかかわらず、

(A) ブリッジ金融会社は、対象金融会社の資産または負債（信託またはカスタマイ業務の対象となっている資産・負債を含む）を引受け、取得し、または承継する。これらの資産または負債はパラグラフ (1) (B) に従って、FDICによってブリッジ金融会社に移転された。

(B) ブリッジ金融会社は、FDICが管財人に指名された対象金融会社が持つ株主、出資者、ゼネラルパートナー、リミテッドパートナー、その他対象金融会社に資本関係の権利を持つという地位の結果として対象金融会社の資本勘定に利害関係のある者の義務を引受け、取得、承継してはならない。

(4) 破綻金融会社としての取扱い

ブリッジ金融会社は、FDICが裁量によって判断した時期または目的に該当する場合には、破綻した対象金融会社として取り扱われなければならない。

(5) 資産および負債の移転

(A) FDICの権限

FDICは、対象金融会社の管財人として、対象金融会社の資産および負債（信託または保護預かりの業務に係るものを含む）を、パラグラフ (1) の制限に従って、1 または複数のブリッジ金融会社に移転することができる。

(B) 移転

対象金融会社についてブリッジ金融会社を設立した後、いつでも、FDICは管財人として当該対象金融会社の資産および負債を移転することができる。このとき、FDICは裁量によりパラグラフ (1) の制限に従って、移転が

適当と判断することができる。

(C) 信託および保護預かり

このパラグラフの目的のため、対象金融会社が行う受託者の指定を含む信託または保護預かりの事業は、資産および負債に含まれる。

(D) 当局の承認なしで移転有効

ブリッジ金融会社に対する資産または負債の移転は、対象金融会社の信託、保護預かりにかかるものを含め、さらに連邦法、州法に基づく承認、割り当て、同意等がなくても有効である。

(E) 債権者平等の取扱い

F D I Cは、このサブセクションに基づきF D I Cの権限として同様な方法で実施される、対象金融会社の資産または負債を対象金融会社のために設立された1または複数のブリッジ金融会社へ移転することについて、サブセクション (b) (1) において同様に位置づけられる対象金融会社のすべての債権者を平等に取り扱わなければならない。ただし、F D I Cは例外的に以下の場合に、このサブパラグラフに従わない行動（サブセクション (o) (1) (D) (i) に従って支払いを行うことを含む）をとることができる。

(i) F D I Cが必要と判断した以下の行動

(I) 対象金融会社の資産価値を最大化すること

(II) 対象金融会社の資産の売却その他の処分による利益の現在価値を最大化すること

(III) 対象金融会社の資産の売却その他の処分における実現損失の金額を最小化すること

(ii) サブセクション (b) (1) により同等の地位とされるすべての債権者は、サブセクション (d) のパラグラフ (2) および (3) により配分される以上の金額を受け取る。

(F) 負債移転の制限

他の法令の規定にかかわらず、対象金融会社からブリッジ金融会社へ移転され、あるいは引き受けられる対象金融会社の負債の集計金額は、対象金融会社からブリッジ金融会社へ移転され、あるいは購入される資産の集計金額を超えてはならない。

- (6) 訴訟の停止
- (7) 利益相反契約の禁止
- (8) 連邦を代表しない
- (9) 資金援助

F D I Cは、サブセクション (n) (9) に記載された計画に従って、パラグラフ (13) のサブパラグラフ (A) (B) (C) (D) に記載されたブリッジ金融会社についての取引を促進し、またはブリッジ金融会社が管財人にF D I Cの指名されている対象金融会社から資産を取得しあるいは負債を引き受ける取引を促進するために、資金を提供することができる。

- (10) 免税措置

他の連邦法および州法の規定にかかわらず、ブリッジ金融会社の営業権、財産、所得は現在および将来において合衆国、自治地域、保護地域から、または州、郡、市すなわち地方税当局からすべての課税を免除される。

- (11) 反トラスト法にかかる連邦当局の承認

- (12) ブリッジ金融会社の存続期間

パラグラフ (13) および (14) に従って、ブリッジ金融会社の地位は免許を受けた日から2年間をもって終了する。F D I Cは、裁量によって、ブリッジ金融会社の地位を1年間、3回まで延長することができる。

- (13) ブリッジ金融会社の終了

ブリッジ金融会社の地位は、次のうち最も早く実現した日において、終了する。

- (A) ブリッジ金融会社がブリッジ金融会社でない他の会社と合併または統合される日
- (B) F D I Cの選択の結果、ブリッジ金融会社の株式の大多数がF D I C以外または他のブリッジ金融会社以外の会社に売却されること
- (C) ブリッジ金融会社の株式の80パーセント以上が、F D I C以外または他のブリッジ金融会社以外の会社に売却されること
- (D) F D I Cの選択の結果、ブリッジ金融会社のすべてまたは実質的にすべての負債がブリッジ金融会社でない会社に引き受けられること、または、ブリッジ金融会社のすべてまたは実質的にすべての資産がブリッジ金融会社でない会社もしくは適用可能な法律により認められた法人に取得されるこ

と

(E) パラグラフ (1 2) に規定する期間が終了したこと、またはパラグラフ (1

5) に記載されたようなブリッジ金融会社の早期の解散

(1 4) 終了の影響

(A) 合併または統合

合併または統合は、パラグラフ (1 3) (A) で述べたように、適用法令の規定に従って行われ、その効果を生じる。このような合併または統合を効果的に行うため、ブリッジ金融会社はデラウェア州の法律により設立された会社として取り扱われ (パラグラフ (2) (F) に従ってブリッジ金融会社が他州の法律を選択した場合を除く)、F D I C は他の連邦法または州法の規定にかかわらず唯一の株主として取り扱われる。

(B) 免許の変更

ブリッジ金融会社の株式の大多数を売却した後、パラグラフ (1 3) (B) の規定どおり、F D I C は、ブリッジ金融会社の地位が終了したことを反映させるようにその免許を変更しなければならない。すなわち、この会社は制定された書類に基づき、連邦法または州法の適用を受けることとなる。この点に関して、F D I C は、他の連邦法または州法の規定にかかわらず、ブリッジ金融会社が州法のもとで再編成されるために必要または便宜な措置をとることができる。すなわち、州免許の金融会社が法に基づいてブリッジ金融会社の権利、権限、権力および利益を承継したものとみなされるように、F D I C はブリッジ金融会社が州免許の金融会社に州の会社法の規定に基づき合併されたと同様の効果を与えることとなる。

(C) 株式の売却

パラグラフ (1 3) (C) に規定されているように、ブリッジ金融会社の株式の 8 0 パーセント以上が売却された後、この会社は制定された書類および連邦法または州法の適用により、すべての権利、権力および特権を持つことになる。この点に関して、F D I C は、他の連邦法または州法の規定にかかわらず、ブリッジ金融会社が州法のもとで再編成されるために必要または便宜な措置をとることができる。すなわち、州免許の金融会社が法に基づいてブ

ブリッジ金融会社の権利、権限、権力および利益を承継したものとみなされるように、FDICはブリッジ金融会社が州免許の金融会社に州の会社法の規定に基づき合併されたと同様の効果を与えることとなる。

(D) 債務の引受けと資産の売却

ブリッジ金融会社の実質的にすべての負債の引受けおよび実質的にすべての資産の売却を行った後、パラグラフ(13)(D)に規定されたとおり、FDICの選択によってブリッジ金融会社はパラグラフ(12)に規定する期間その地位を保持することとなるか、あるいはFDICの選択によって解散することになる。

(E) 免許の変更

パラグラフ(13)サブパラグラフ(A)(B)(C)(D)に記載された取引が完成した後、残存会社の免許はそれが適当であれば、ブリッジ金融会社の地位の終了を反映した変更が行われるべきである。

(15) ブリッジ金融会社の解散

(A) 原則

他の連邦法または州法の規定にかかわらず、パラグラフ(13)サブパラグラフ(A)(B)(C)(D)で特定された事実の発生により、もしもブリッジ金融会社の地位がほどなく終了するというのであれば、

(i) FDICは、その裁量により、このパラグラフに従っていつでもブリッジ金融会社を解散することができる。

(ii) FDICは、ブリッジ金融会社が免許を受けた日から2年の期間、またはパラグラフ(12)に規定する延長期間の終了とともに、このパラグラフに従って迅速に解散の手続を開始する。

(B) 手続

FDICは、ブリッジ金融会社の解散のため、ブリッジ金融会社の管財人として存続する。FDICはブリッジ金融会社の管財人として、この法律による対象金融会社の清算の規定に従って、ブリッジ金融会社の事務を縮小整理しなければならない。このブリッジ金融会社に関して、FDICは管財人としてすべての権利、権力、特権を持ち、また、この法律により対象金融会社の管財人として認められた権利、権力、特権の執行につ

いての義務を行わなくてはならない。また、他の法律の条項にもかかわらず、上記の権利、権力、特権の行使にあたっては、FDICは他の州当局または連邦当局の指示または監督に従わなくてよい。

(16) 資金を受け取る権限

(A) 原則

ブリッジ金融会社は、保証されない債権を取得し、保証されない債務を引き受けることができる。

(B) 債権を取得できない場合

ブリッジ金融会社が保証されない債権を取得できず、あるいは保証されない債務を引き受けられない場合は、FDICは以下によって、ブリッジ金融会社に債権の取得または債務の引受けの権限を与えることができる。

(i) ブリッジ金融会社の債務に優先権を与える

(ii) 担保によるほかに方法がない場合、ブリッジ金融会社の財産上に担保を設定する

(iii) 担保の対象となったブリッジ金融会社の財産上に第二順位の担保を設定する

(C) 限界

(D) 立証責任

(E) 洗練された金融契約

(17) 負債と担保の効果

(i) — (l) 省略

(m) 対象金融会社およびブリッジ金融会社の清算

(1) 一般

本条に特に定めた場合を除き、また他の法令にかかわらず、FDICが管財人に指名された対象金融会社またはブリッジ金融会社の清算については、FDICは以下のとおり行なう。

(A) 対象金融会社またはブリッジ金融会社が株式ブローカーであってSIPCに参加していない場合、すべての顧客名義証券、顧客財産および共有財産か

ら顧客に配当を行うにあたっては、連邦倒産法（Bankruptcy Code）第 7 章（Chapter 7）サブチャプターⅢの条項を、対象金融会社またはブリッジ金融会社が上記サブチャプターにおける破産者（debtor）であるとして、適用する。

（B）対象金融会社またはブリッジ金融会社が商品ブローカーである場合、すべての顧客財産および共有財産から顧客に配当を行うにあたっては、連邦倒産法第 7 章サブチャプターⅣの条項を、対象金融会社またはブリッジ金融会社が上記サブチャプターにおける破産者であるとして、適用する。

（2）定義

（A）「顧客（customer）」、「顧客名義証券（customer name security）」および「顧客財産および共有財産（customer property and member property）」の用語は、合衆国法典タイトル 11 第 741 条および第 761 条における意義と同様である。

（B）「商品ブローカー（commodity broker）」および「株式ブローカー（stockbroker）」の用語は、連邦破産法第 101 条における意義と同様である。

（n）清算基金

（1）設立

米国財務省の中に「秩序ある清算基金」として知られる独立した清算基金が設立され、FDICがこの法律による権限を実行するために使用される。すなわち、対象金融会社の秩序ある清算を含めて本法第 2 編により認められた行動の費用として、また管理費用の支払い、FDICがパラグラフ（5）によって発行された債券にかかる借入金元本およびその利子の支払い、および本法第 2 編に基づく FDICの権限の執行のために用いられる。

（2）収入

サブセクション（o）に基づき徴収された賦課金、パラグラフ（5）に基づき発行された債券による収入、投資からの利子その他収益、および対象金融会社から FDICへの払戻金を含めて、FDICが受け取った金額は清算基金に預託される。

（3）経営管理

F D I Cは、このサブセクション並びに第203条(d)に基づいて決定された政策および手続に従って、清算基金を管理する。

(4) 投資

F D I Cの要求により、財務長官は、F D I Cの判断によれば現在ニーズに対応する要請のない基金において保有する金額の一部を、F D I Cの決定に従って適当な満期構成の米国債への投資に振りむけることができる。この債券の金利および売却・償還による収入は基金の貸し方に計上される。

(5) 債券の発行権限

(A) 債券発行の権限を与えられたF D I C

F D I Cが財務長官によって対象金融会社の管財人に指名されると、F D I Cは財務長官に対する債務証書を発行する権限を与えられる。

(B) 債務証書購入の権限を与えられた財務長官

財務長官は、財務長官の要求する条件で、サブパラグラフ(A)に基づき発行された債務証書の購入または購入の約束をすることができる。その目的で、財務長官は公的債務の取引として合衆国法典タイトル31第31章に基づき発行された証券の売却収入を使用する権限を与えられる。またこの目的のため、合衆国法典タイトル31第31章に基づき証券が発行される。

(C) 金利

このパラグラフにおいて、財務長官による債務証書の購入は、類似の満期構成の市場性が顕著な米国の債務証書の最近の平均イールドを考慮に入れて財務長官によって決定された利率で収益を生むような条件で行われる。さらに、財務長官によって割増金利が決定されるが、それは次の両者の差を上回るものである

(i) 類似の満期構成の民間法人の債務証書の指標による平均流通利回り

(ii) 類似の満期構成の米国政府の債務証書で顕著な市場性を有するものの平均流通利回り

(D) 財務長官の債務証書売却権限

財務長官は、財務長官の決定する条件により、このパラグラフに基づき取得した債務証書を売却することができる。

(E) 公的債務の取引

このパラグラフに基づく財務長官による債務証券の購入および売却のすべては、米国政府の公的債務の取引として取り扱われ、このパラグラフに基づき財務長官が取得した債務証券の売却による収入は雑収入として米国財務省に預託される。

(6) 債務証券の最大額

F D I Cは、対象金融会社の秩序ある清算に関して、債務証券を発行ないし負担した後、このサブセクションに基づく対象金融会社のための債務証券の残高の合計金額が以下を越える場合、さらに債務証券を発行または負担することができない。

(A) F D I Cが管財人に指名されてから30日以内（サブパラグラフ（B）に基づく金額を計算するのであれば、それよりも短い期間）で直近の利用可能な財務諸表により、対象金融会社の連結ベースの総資産の10パーセントに相当する金額、および

(B) サブパラグラフ（A）で述べた期間の後、払い戻しに利用可能な対象金融会社の連結総資産の公正な価値の90パーセントに相当する金額

(7) 規則の制定

F D I Cと財務長官は共同して、評議会と協議の上、このパラグラフにおいて定義された債務証券の上限を計算する規則を制定する。

(8) 解釈のルール

(A) 原則

本条において、預金保険法14条（a）（b）または15条（c）（5）、預金保険基金の管理、付保預金金融機関の破たん処理にかかるF D I Cの権限に影響を与えるような解釈を行うことができない。

（i）この法律に含まれるF D I Cの権限は、預金保険基金の援助に使われてはならず、この法律以外の法による金融会社の援助に使われてはならない。

（ii）F D I Cの預金保険基金に関する権限、その他この法律以外の法律に基づくF D I Cの権限は、この法律に従う対象金融会社のためにしようしてはならない。かつ、

（iii）預金保険基金は、どのような方法であろうとこの法律の目的に沿って

使ってはならない。

(B) 評価

このサブセクションにしたがって債務証書の金額を決める目的で、

(i) F D I Cは、債務証書にこの法律の目的に沿った偶発債務を含めることができる。

(ii) F D I Cは、偶発債務をF D I Cが予想するコストで評価することができる。

(9) 秩序ある清算と払い戻し計画

(A) 秩序ある清算計画

基金の金額は、F D I Cが管財人に指名された対象金融会社について秩序ある清算計画を策定した後、F D I Cにおいて使用することができる。この秩序ある清算計画は、対象金融会社についての基金使用の規定を含み、また、第204条(d)、本条(h)(2)(G)(iv)および本条(h)(9)に基づく特別な措置並びに第三者に対する支払いを含んで財務長官の承認を得られるものであり、低所得者、マイノリティ、対象金融会社の破綻により影響を受けた地域社会に対する潜在的な悪影響を回避ないし減少させる措置を念頭に置き、一次的な監督当局と連携してこのような措置が適切に取られることを確保するものでなければならない。F D I Cはいつでも、財務長官の承認を受けた秩序ある清算計画を、財務長官の同意を得て修正することができる。

(B) 返済計画

(i) 原則

パラグラフ(6)(B)により権限を与えられた金額は、F D I Cと財務長官の以下の協定が発効しなければ、パラグラフ(5)に基づき財務長官からF D I Cに提供することができない。

(I) パラグラフ(5)により借り入れた金額の返済計画を提出すること、および

(II) 対象金融会社の資産の清算から得られる収入およびサブセクション(o)による賦課が、返済計画の期間内に借入残高を償還し、サブセクション(o)(1)(B)により資金が提供された期間に発生した利息を支払うのに十分であること、

(ii) 議会に対する協議と報告

財務長官およびFDICは、

(I) 返済計画協定の条件について上院銀行住宅都市委員会、下院金融サービス委員会と協議し、

(II) 返済計画協定のコピーを上記(I)の委員会に対し、パラグラフ(5)により財務長官からFDICに資金が供給されてから30日以内に送付しなければならない。

(10) 実施費用

(A) 原則

この法律の施行日以降にFDICが負担した適正な実施費用は、金融安定協議会の費用として取り扱われる。

(B) 支払いの要請

FDICは、定期的に実施費用の支払いの要求を金融安定協議会議長に送付する。同議長はFDICの適正な実施費用に対して迅速な支払いを行なわなければならない。

(C) 定義

このパラグラフにおいて用いられた「実施費用」という用語は、以下のように使われる。

(i) 対象金融会社と関係なくこの法律を実施するため、この法律の施行日以降、FDICが負担したコストであって、
かつ、

(ii) 政策、手続、規則、規定の形成、その他この法律を実施するためFDICが行なう計画活動の展開によってFDICが負担したコスト

(o) 金融会社への費用賦課 (Assessment)

(1) リスクベースの賦課金

(A) 適格金融会社

このサブセクションの目的のために、「適格金融会社」とは連結総資産500億ドル以上の銀行持株会社およびFRBの監督を受けるノンバンク金融会社をいう。

(B) 賦課金

F D I Cは、1以上のリスクベースの賦課金をサブパラグラフ（D）の規定にしたがって課する。もしその賦課金が全額支払われる必要があるのであれば、この法律のもとでF D I Cが財務長官に対して発行した債務証書は発効日から60日で満額支払う必要がある。

（C）支払いの延長

F D I Cは、米国金融システムへの重大な悪影響を避けるためにサブパラグラフ（B）の期間を延長することが必要であると判断した場合は、財務長官の承認を受けて、上記期間をすることができる。

（D）賦課金の適用

サブパラグラフ（B）の要請に応えるため、F D I Cは

- （i）サブセクション（b）（4）、（d）（4）、（h）（5）（E）にしたがって、F D I Cから追加の支払いを受けた要求者に対して、できる限り早期に賦課金を課する。ただし、以下の開差を累積ベースで解消するため、管財人またはブリッジ金融会社の業務の継続または開始に必要な支払いまたは金額を除く。

- （I）請求者がF D I Cからこの法律に基づく請求として受け取る金額（サブセクション（b）（4）、（d）（4）または（h）（5）（E）を含む）の受け取り時点における合計金額

- （II）請求者がこの法律による対象金融会社の清算の過程においてF D I Cから単独で受け取る権限を与えられた金額

- （ii）累積ベースで（i）により回復された金額がサブパラグラフ（B）に対応するのに不十分な場合は、パラグラフ（4）で公表された配慮を計算に入れた上、以下に賦課金を課する。

- （I）適格金融会社

- （II）連結資産が500億ドル以上の金融会社であって適格金融会社でないもの

（E）ファイナンス条項

サブパラグラフ（D）（i）に記載された、管財人業務またはブリッジ金融会社に必須の活動を開始し継続するために必要な支払いまたは金額は、F D I

Cが規則に定めたように、第三者に対するファイナンス条項の金額を含まない。

(2) 漸進的賦課料率

F D I Cは、より多くの資産とリスクのある金融会社を高い料率とする漸進的な形で賦課金を課することができる。

(3) 告知および支払い

F D I Cはそれぞれの金融会社に対してこのサブセクションに基づく賦課金を告知する。このサブセクションに基づく賦課について、パラグラフ (6) に記載された規則にしたがって、金融会社は賦課金を支払う。

(4) リスクベースの賦課金

パラグラフ (1) (D) (ii) によって賦課金を課するとき、F D I Cはリスク・マトリックスを用いる。評議会はF D I Cに対して賦課金を課するために用いられるリスク・マトリックスについて推薦を行い、F D I Cはこれを勘案して賦課金を課するために用いられるリスク・マトリックスを策定する。リスク・マトリックスを推薦ないし策定するにあたって、評議会とF D I Cはそれぞれ、以下を斟酌しなければならない。

(A) 経済環境の良いときに賦課金を増大させ、経済環境の悪いときに賦課金を減少させるため、金融会社に一般的な影響を与える経済環境 (に配慮する)

(B) 賦課金を課される金融会社およびその関連会社が、

(i) 付保された預金金融機関であり、連邦預金保険法第7条または第13条(c)(4)(G)により賦課される

(ii) S I P Cに加盟しており、1970年証券投資家保護法第4条により賦課される

(iii) 付保された信用組合であり、連邦信用組合法第202条(c)(1)(A)(i)により賦課される

(iv) 保険会社であり、清算、再生その他1以上の保険会社の州による破綻手続を規定する州法にしたがって賦課される

(C) 金融会社が金融システムに与えるリスク、およびこの法律に基づく秩序ある清算によって利益を得るまたは利益を得るであろう金融会社の範囲であって、以下のもの

(i) — (xi) 省略

(D) F D I Cが対象金融会社の管財人として指名されたときから、10年間以内にさかのぼって、対象金融会社の破綻に貢献した金融会社がもたらしたリスク

(E) F D I Cまたは評議会において適用するのが適当と決定したその他のリスク要因

(5) 情報の収集

F D I Cは、この法律により管財人に指名された後、F D I Cがこのサブセクションを実行するために必要と判断する情報の収集を対象金融会社に命じることができる。

(6) 規則制定

(A) 原則

F D I Cは、このサブセクションを実行することが規則を制定することができる。F D I Cは、財務長官と協議して、この規則を改定し、または廃止することができる。

(B) 平等な取扱い

サブパラグラフ (A) によって制定された規則は、賦課された金融会社が平等に取り扱われ、このサブセクションに基づく賦課金において、金融会社によって米国金融の安定がさらされるリスクの相異、金融会社の債務構造の相異、金融会社が支払いを要求されるその他の賦課金との相異を反映しなければならない。

(p) — (r) 省略

(s) 役員・取締役からの報酬の返還

(1) 原則

F D I Cは、対象金融会社の管財人として、対象金融会社の破綻に実質的に責任のある現在または従来の役員・取締役から、F D I Cが対象金融会社の管財人に指名された日から先行する2年間の報酬を返還させて受け取ることができる。ただし、詐欺の場合については、上記の時間的制約が適用されない。

(2) コストに対する配慮

報酬の返還を求めるとき、FDICは返還による金融上または抑止力としての利益と、返還を実現させるためのコストを比較検討しなければならない。

(3) FDICは、このサブセクションの要求を実施するため、財務上の報酬であり、対象金融会社の給与 (salary)、賞与 (bonus)、インセンティブ報酬 (incentive)、ベニフィット (benefits)、退職金 (severance)、ゴールデンパラシュート (golden parachute benefits)、証券売却の実現利益なども含めて「報酬 (compensation)」の定義を含めた規則を制定する。

第211条 雑則

省 略

第212条 法定外資金の禁止、利益相反の回避

省 略

第213条 役員・取締役の禁止行為

省 略

第214条 納税者負担の禁止

(a) 清算の要請

この法律によって管財人の管理下に置かれたすべての金融会社は清算される。この法律のもとにおいて、金融会社の清算を避けるために納税者の資金が用いられることがあってはならない。

(b) 基金の回復

この法律により金融会社の清算のために使われたすべての資金は、当該金融会社の資産の処分によるか、または、賦課金によって金融セクターが責任を負わなければならない。

(c) 納税者負担の否定

納税者は、この法律に基づく権限の執行によって、損失を被ることがあってはならない。

第 2 1 5 条 保証された債権者の一部債権カットの研究

(a) 研究の要請

評議会は、この法律に基づく秩序ある清算権限の行使において、米国の納税者保護を最大化することおよび全額保護された債権者の取扱いに関して市場原理を促進することの重要性を評価、研究しなければならない。この研究を実施するにあたって、評議会は

- (1) 破綻処理手続において保証された債権者に関して、現在または過去の法令・規則を侵害するものではない
- (2) 連邦倒産法による破綻処理のメカニズム、1991年預金保険公社改善法、この法律による秩序ある清算について、それぞれの類似点と相違点を研究する
- (3) 様々な保証された債権者がそれぞれの破綻処理のメカニズムにおいてどのように取り扱われるか検証し、また、保証された債権者の様々な程度の一部債権カットがどのように市場原理を改善し、または納税者を保護することになるのか調査する
- (4) 預金金融機関の消費者および中小企業に対する保証ローンにおける慎重な貸出しの実行、並びに大きくて複雑な (large, interconnected) 金融会社に対する保証された債権者の貸出しの実行について、その利益と活力を比較する
- (5) 担保のタイプの相異によって、また、期間の条件の相異によって、債権は異なるものか検討する
- (6) 保証、担保がなく破綻すると担保の提供を求められる取引先関係者に対する検査、一般の会社が破綻したときに納税者を保護する秩序ある清算

(b) 報告

この法律の施行日から1年以内の期限で、評議会は議会に対する報告書を作成しなければならない。報告書は、サブセクション (a) で要求された研究を実施した評議会により作成され、すべての事実と結論が含まれるものとする。

第 2 1 6 条 金融会社およびノンバンク金融機関の破綻処理手続の研究

(a) 研究

(1) 原則

この法律の施行にあたって、F R Bは合衆国裁判所事務局と協議して、連邦倒産法第7章および第11章に基づく金融会社の破綻処理について研究を行なわなければならない。

(2) 研究事項

本条における研究事項は以下のとおり。

- (A) 連邦倒産法第7章および第11章をシステミックな金融会社の秩序ある破綻処理または再生に使用した場合の効率性
- (B) 連邦倒産法のもとで、モラルハザードをおこさずに金融市場に対する悪影響を最小にする方法で、金融会社も含めて会社の破綻処理を監督するためには、金融破綻処理のための特別裁判所または特別の専門家または裁判官のパネルを設置する必要があるか
- (C) モラルハザードをおこすことなく金融市場への悪影響を最小化する方法で金融会社の破綻処理を行なうために、連邦倒産法の機能を強化する法改正の必要があるか
- (D) 金融会社に適用される金融契約を改善する方法を採用するために、連邦倒産法、連邦預金保険法、その他の倒産処理法の改正の必要があるか
- (E) 金融会社に対応するために連邦倒産法に新しい章 (chapter) または章に準じたパート (subchapter) を設けることの意味、課題、利益

(b) 議会への報告

この法律の施行日から1年以内に、また5年目ごとに、合衆国裁判所事務局は、サブセクション (a) に基づく研究の結果を要約した報告書を、上院銀行住宅都市問題委員会および上院法制局、並びに下院金融サービス委員会および下院法制局に提出しなければならない。

第217条 ノンバンク金融機関の倒産手続に関する国際的協力の研究

(a) 研究

(1) 原則

F R Bは、合衆国裁判所事務局と協議して、連邦倒産法および適用される外国法に基づくシステミックな金融会社の破綻処理に関する国際協力についての研究を行なわなければならない。

(2) 研究課題

金融会社の破産手続に関して、本条に基づく研究課題には以下が含まれる。

- (A) 国際協力が現在行われている範囲
- (B) 国際協力を行うための現在のメカニズムおよび構造
- (C) 効果的な国際協力の障害
- (D) モラルハザードを発生させることなく金融システムへの影響を最小化するため、金融会社の破綻処理についての国際協力を増大させ、またより効果的なものにする方法

(b) 議会への報告

この法律の施行日から1年以内に、合衆国裁判所事務局はサブセクション (a) に基づいて行われた研究の結果を要約した報告書を、上院銀行住宅都市問題委員会および上院法制局、並びに下院金融サービス委員会および下院法制局に提出しなければならない。

第 1 1 編 連邦準備制度

第 1 1 0 1 条 緊急融資の権限にかかる連邦準備法の改正

連邦準備法 1 3 条 3 (連邦準備銀行の権限一個人、パートナーシップおよび法人に対する割引) の条文を修正の上 (3) (A) とし、その後に (B) (i) 以下の条文を加える。

連邦準備法 1 3 条

(3) (A) 異常で急迫した状況において、連邦準備制度理事会は、5 名以上の多数の理事の賛成によって、理事会が決定した期間、連邦準備銀行に対して、本法 1 4 条 (d) に従って決定された利率により、広範な適格性を備えた計画または制度の参加者に対し、連邦準備銀行の満足する裏書または保証のついた手形、小切手、為替手形の割引を行う権限を与えることができる。広範な適格性を備えた計画または制度の参加者に対し手形、小切手、為替手形を割引く前に、連邦準備銀行は上記制度の参加者が他の銀行から適当な信用を得ることができない証拠を得なければならない。すべての上記の制度参加者に対する割引は、連邦準備制度理事会が作成する限定、制限、規則に従わなくてはならない。

(B) (i) このサブパラグラフの施行日以後実施可能な限り早急に、連邦準備制度理事会は財務長官と協議のうえ、このパラグラフに基づく緊急融資の方針と手続を規則によって制定しなければならない。この方針と手続は、緊急融資の計画または制度が金融システムに対して流動性を供給する目的であること、金融機関の破綻を救済するためのものではないこと、緊急融資の担保が納税者の損失を防止するのに十分であること、また、この計画は適当なときに整然と終了されることを保障するように制定されなければならない。連邦準備制度理事会によって制定された方針および手続は、貸出がこのパラグラフの目的を満足させるものであるかどうか決定するにあたって、連邦準備銀行の健全なリスク管理とともに、このパラグラフのもとで連邦準備銀行が実行する貸出のための担保が十分な価値のあるものであることで納税者の保護を保障するものでなければならない。

(ii) 連邦準備制度理事会は、支払い不能の債務者がこの計画または制度から借り入れることを禁止する手続を制定しなければならない。この手続は、この計画または制度のもとで借入人が最初に借りるとき、借入人である会社の CEO (または

他の権限ある役員）から借入人は支払い不能ではないという証明を提出させる（もし証明の中の情報が変化したときには、借入人は証明を更新する義務がある）ことを含むことができる。もし借入人が破産状態、ドッド・フランク法第2編の破綻処理手続、その他連邦または州における破綻処理手続にあるのであれば、借入人はこのサブパラグラフの目的において支払い不能とみなされなければならない。

- (iii) 1つの特定の会社のバランスシートから資産を取り除くために仕組まれた、または、1つの特定の会社が破産、ドッド・フランク法第2編の破綻処理手続、その他の連邦または州による破綻処理手続を避けることを目的として設立された、計画または制度は、広範な適格性のある計画または制度とみなすことはできない。
- (iv) 連邦準備制度理事会は、財務長官の事前の承認がなくては、このパラグラフによる計画または制度を設立してはならない。

(C) 連邦準備制度理事会は、上院銀行住宅都市委員会および下院金融サービス委員会に以下のものを提出する。

- (i) 連邦準備制度理事会がこのパラグラフにより融資その他金融支援を承認してから7日以内に、以下を含む報告を行う。
 - (I) 援助を提供する権限の実施を正当化するもの
 - (II) 援助の受取人
 - (III) 日付、援助の金額、援助の供給の方式
 - (IV) 以下を含む援助の条件
 - (aa) 期間
 - (bb) 担保とその価値
 - (cc) 援助との交換として受け取るすべての金利、手数料、その他の歳入または価値のある物品
 - (dd) 援助との交換として受取人に要求される労働報酬、配当の分配、その他法人が決定するもの
 - (ee) この援助によって納税者に予想されるコスト
- (ii) このパラグラフに基づく融資または金融援助の現在額に関して、次のものは30日ごとに最新情報に更新される。

- (I) 担保の価値
- (II) 援助との交換として受け取る利子、手数料、その他収入または価値のある物品
- (III) この援助によって納税者に予想される最終コスト
- (D) サブパラグラフ (C) に基づき議会へ提出するように要求される情報で次のもの—
 - (i) このパラグラフに基づき開始された緊急融資の計画または制度についての参加者
 - (ii) この計画または制度によるそれぞれの参加者の借り入れた金額
 - (iii) この計画または制度に基づく資産または担保の明細は秘密が保持され、FRB議長の書面による要請があった場合には、この情報はサブパラグラフ (C) に記載された委員会の議長またはランキングメンバーだけが利用可能となる。
- (E) 連邦準備銀行がこのパラグラフに基づいて融資を行った法人が、ドッド・フランク法 201 条に規定する対象金融会社になった場合、この融資が現存する場合はいつでも、連邦準備銀行はこの融資により実現した損失を負担する。その結果連邦準備銀行は、ドッド・フランク法 210 条 (b) に基づく財務長官に対する債務と同様の優先度で、対象会社から生じた損失と同額の債権を保有する。

(b) 連邦倒産法の修正

合衆国法典第 11 編 (タイトル 11—連邦倒産法) 507 条 (a) (2) は、「この法律は、」の次に「連邦準備法 13 条 (3) により権限を与えられた計画または制度により行われた融資に関連する、連邦準備銀行の保証されていない債権」を挿入する。

(c) 引用

この法律の施行後、連邦準備法 13 条の 3 番目の名づけられていないパラグラフを連邦法の条文で引用する場合は、本条において示したように、連邦準備法 13 条 (3) として引用するものとする。

第 1102 条—1103 条

省略

第 1104 条 流動性措置の決定

(a) 決定と書面による勧告

(1) 決定の要求

財務長官は、FDIC と FRB に対して、1105 条に基づき権限の与えられた保証プログラムを使用することを正当化する流動性の問題が存在するかどうか決定することを要求することができる。

(2) 決定の内容

パラグラフ (1) の決定は、

(A) 書面であること、かつ

(B) 次の状況証拠の評価を含むこと

(i) 流動性の問題が存在すること

(ii) 対応を誤ると米国の金融の安定または経済状態に重大な悪影響が生じるおそれがあること

(iii) 1105 条に基づく措置は、米国の金融の安定または経済状態に対する潜在的な悪影響を避けまたは軽減するために必要であること

(b) 手続

連邦法または州法の他の規定にかかわらず、FDIC (FDIC 理事の 3 分の 2 以上の賛成による) および FRB (FRB 理事の 3 分の 2 以上の賛成による) はサブセクション (a) に基づき 1105 条に基づく保証プログラムの使用を正当化する流動性の問題があることを決定し、書面により財務長官と次のとおり同意する。

(1) FDIC は 1105 条 (a) に従った措置をとらなければならない。

(2) 財務長官は (大統領と協議の上) 1105 条 (c) に従った措置をとらなければならない。

(c) 記録化および検証

(1) 記録化

財務長官は、

(A) FDIC および FRB の決定の文書による記録を保存する。

(B) 記録をパラグラフ (2) に基づくレビューに付する。

(2) 会計検査院 (G A O) によるレビュー

会計検査院長は、サブセクション (a) に基づく F D I C および F R B の決定について次の点を含めてレビューし議会に報告する。

(A) 決定の根拠

(B) 取られた措置の予想される影響

(d) 議会への報告

1 1 0 5 条 (c) に基づく議会への提出日より早く、またはサブセクション (a) に基づく決定の日から 3 0 日以内に、財務長官は F D I C および F R B の決定およびその決定の根拠をしめす記述を含めた書面による通知を上院銀行住宅都市委員会および下院金融サービス委員会へ提出しなければならない。

第 1 1 0 5 条 緊急金融安定措置

(a) 原則

1 1 0 4 条に基づき F D I C および F R B の書面による決定により、F D I C は支払い可能な預金金融機関および預金金融機関持株会社 (関連子会社を含む) に対し、厳しい緊急経済環境の間に、広範に利用可能な保証プログラムを提供しなければならない。ただし、いかなる形でも資本増強のための債務の保証は含まれない。

(b) 規則および条件の決定

(1) 方針および手続

この法律の施行後できる限り早く、F D I C は財務長官と協議の上、規則を制定してこの条文により権限を与えられた保証にかかる方針および手続を決定しなければならない。この方針および手続は、保証の条件として担保の要求を含むことができる。

(2) 条件

保証プログラムの条件は、財務長官の同意により、F D I C が決定する。

(c) 保証される金額の決定

(1) 原則

サブセクション (a) を実施するプログラムの制定について、このサブセクションのパラグラフ (2) に従って、財務長官は (大統領と協議の上)、F D I C がこの条文に基づいて保証する金額の残高の最高限度を決定しなければならない。大統領は、

この条文に基づく権限の執行により F D I C がその最高限度まで保証する計画について書面による報告を議会に提出し、この計画の承認を求めることができる。F D I C はこの法律に基づく権限を執行し、サブセクション（d）による共同の解決に基づく最高金額まで保証しなければならない。ただし、上記の承認が得られない場合は、F D I C は保証を行うことができない。

（2）追加の債務保証権限

財務長官がパラグラフ（1）に基づき議会に提出した後、（大統領と協議の上）最高保証限度を引き上げるべきであると決定し、これに金融安定監督協議会（F S O C）が同意したときは、大統領は、F D I C がこの条文に基づき増加された保証金額の最高限度まで保証する権限を執行する計画について、議会に書面の報告を提出することができる。議会でサブセクション（d）に規定された共同解決による承認が通過すれば、F D I C は最高金額までの保証をこの条文に従って実行することができる。この承認がなければ、F D I C は保証を実行することができない。

（d）—（g） 省略

第 1 1 0 6 — 1 1 0 9 条 省略